

逐条解説：中国個人情報保護法

本ニュースレターにおいては、2021年8月20日に成立し、2021年11月1日に施行された中華人民共和国個人情報保護法（以下「中国個人情報保護法」、「本法」又は「法」といいます。）について解説いたします。

OECD 8原則に基づくもので、立て付けや規定を含め GDPR（EU 一般データ保護規則）を意識した内容となっています。

ただし、2017年6月に施行された中国サイバーセキュリティ法においても定められていた、越境データ移転における一定の場合の国内保存義務など日本企業をはじめとする海外企業が留意すべき点もあります。

本ニュースレターでは、中国個人情報保護法と GDPR 及び日本の個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」又は「個情法」といいます。）との相違点なども対比しながら解説いたします。

執筆者：渡邊雅之

* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

第1. 全体像

<p>第1章 総則</p>	<p>第1条 目的（個人情報の権利・利益の保護、個人情報処理活動の規制、個人情報の合理的な使用の促進）</p> <p>第2条 目的（自然人の個人情報の保護）</p> <p>第3条 ①実体的適用範囲、②地理的適用範囲</p> <p>第4条 定義（①個人情報、②個人情報の処理）</p> <p>第5条 個人情報の処理の原則・不適正な個人情報の処理の禁止</p> <p>第6条 ①個人情報の処理の目的、②個人情報の取得の最小化</p> <p>第7条 個人情報の処理の公開性・透明性の原則、個人情報処理のルールの開示</p> <p>第8条 個人情報の処理時の個人情報の品質の保証</p> <p>第9条 個人情報処理者の個人情報処理の責任・安全管理措置</p> <p>第10条 組織・個人の個人情報の違法な処理の禁止</p> <p>第11条 国による個人情報保護システムの確立・完成、個人情報の権利・利益の侵害の防止・処罰</p> <p>第12条 国による個人情報保護に関する国際ルールの策定への積極的参加、個人情報保護のルール・基準の相互承認</p>
<p>第2章 個人情報の処理に関するルール</p> <p>第1節 一般規定</p>	<p>第13条 個人情報処理者が個人情報が処理できる場合</p> <p>第14条 同意の条件</p> <p>第15条 同意の撤回権</p> <p>第16条 同意しないことによる不利益の禁止</p> <p>第17条 個人情報処理者の個人情報処理にあたっての通知の条件</p> <p>第18条 個人情報処理者が処理にあたって個人に通知ができない場合</p> <p>第19条 個人情報を保管する機関</p> <p>第20条 2以上の個人情報処理者による共同処理</p> <p>第21条 個人情報処理者が個人情報の処理を委託する場合</p> <p>第22条 個人情報処理者が合併・分割・解散・破産等により個人情報を提供する必要がある場合</p> <p>第23条 個人情報処理者が他の個人情報処理者に処理する個人情報を提供する場合</p> <p>第24条 自動化された意思決定をする個人情報処理者の義務</p> <p>第25条 処理する個人情報の公表にあたっての同意の取得</p> <p>第26条 公共の安全を維持するための個人情報の取得</p> <p>第27条 個人が公表した個人情報の処理</p>
<p>第2章 個人情報の処理に関するルール</p>	<p>第28条 ①センシティブ個人情報の定義、②センシティブ個人情報の処理の原則</p>

<p>第2節 センシティブ個人情報の処理</p>	<p>第29条 センシティブ個人情報の処理にあたっての同意の取得 第30条 個人の権利・利益への影響の通知 第31条 14歳未満の未成年者の個人情報を処理するにあたっての親権者等の同意の取得 第32条 法律・行政規則による上乗せ規制の遵守</p>
<p>第2章 個人情報の処理に関するルール 第3節 国家機関による個人情報の処理に関する特別規定</p>	<p>第33条 国家機関による個人情報の処理の特別規定 第34条 国の機関による法律・行政規則に定められた権限・手順の遵守 第35条 個人情報の処理にあたっての通知義務 第36条 国の機関により処理される個人情報の国内保管義務、海外提供する場合のセキュリティ評価の実施 第37条 法律により個人情報を処理するために公務を管理する機能を有する組織に対する国の機関による本法の規定の適用</p>
<p>第3章 個人情報の国境を越えた提供に関するルール</p>	<p>第38条 個人情報処理者が個人情報を越境移転できる場合 第39条 個人情報処理者が個人情報を越境移転する場合の受領者に関する情報を通知した上での本人の同意の取得 第40条 「重要情報インフラストラクチャーの運営者」及び「一定数を越える個人情報を処理する個人情報処理者」による個人情報の国内保存、越境移転する場合のセキュリティ評価 第41条 外国の司法機関・法執行機関の要求への対応 第42条 国家サイバースペース管理局による個人情報の提供の制限・禁止 第43条 中華人民共和国への差別的措置に対する対抗措置</p>
<p>第4章 個人情報処理活動における個人の権利</p>	<p>第44条 個人の個人情報処理に関する知る権利・決定権、処理を制限・拒否する権利 第45条 個人情報の開示請求権・複写権 第46条 個人情報の訂正権 第47条 個人情報の削除権 第48条 個人情報処理者の個人情報処理のルールの説明請求権 第49条 死亡した個人のデータへの近親者の開示請求権・複写権・訂正権・削除権 第50条 ①個人情報処理者による個人の権利行使のメカニズムの確立、②権利行使が拒否された場合の訴訟の提起</p>
<p>第5章 個人情報処理者の義務</p>	<p>第51条 個人情報処理者の安全管理措置を講ずる義務 第52条 ①個人情報保護責任者の任命義務、②個人情報保護責任者の開示・監督機関への通知義務 第53条 域外適用（3条2項）の場合の代理人・代理店の設置義務 第54条 個人情報処理者の個人情報処理の監査義務</p>

	<p>第 55 条 個人情報処理者の個人情報保護の影響評価</p> <p>第 56 条 個人情報保護の影響評価の要素</p> <p>第 57 条 個人情報の漏えい、改ざん、紛失が生じた場合・可能性がある場合の対応措置</p> <p>第 58 条 重要インターネットプラットフォームサービスを提供する個人情報処理者の義務</p> <p>第 59 条 個人情報の処理の委託の受託者の安全管理措置を講ずる義務</p>
第 6 章 監督機関	<p>第 60 条 監督機関の範囲</p> <p>第 61 条 監督機関の行う個人情報保護業務</p> <p>第 62 条 国家サイバースペース管理局の役割</p> <p>第 63 条 監督機関が行うことができる業務</p> <p>第 64 条 監督機関による個人情報処理者の法定代理人の選任</p> <p>第 65 条 監督機関への苦情の申立</p>
第 7 章 法的責任	<p>第 66 条 違法な個人情報の処理に対する罰金</p> <p>第 67 条 違法行為の公表</p> <p>第 68 条 国の機関・監督機関の職員に対する処分</p> <p>第 69 条 個人情報処理者による賠償（①立証責任の転換、②補償額の決定）</p> <p>第 70 条 訴訟の提起の代理</p> <p>第 71 条 公安管理・刑事責任</p>
第 8 章 附則	<p>第 72 条 適用除外</p> <p>第 73 条 定義規定（①個人情報処理者、②自動化された意思決定、③仮名化、④匿名化）</p> <p>第 74 条 施行期日（2021 年 11 月 1 日）</p>

第2. 定義規定

1. 個人情報（法4条1項）

(1) 定義と適用範囲

○中国個人情報保護法4条1項

第4条 個人情報とは、匿名化された情報を除き、電子的又はその他の方法で記録された、識別された又は識別可能な自然人に関連するあらゆる種類の情報をいう。

2 (略)

○GDPRの個人データの定義（4条1項）

「個人データ」とは、識別された又は識別され得る個人（「データ主体」）に関するあらゆる情報を意味する。識別され得る個人は、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子、又は当該個人に関する物理的、生理的、遺伝子的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティに特有な一つ若しくは複数の要素を参照することによって、直接的に又は間接的に、識別され得るものをいう。（規則4条1項）

○個人情報保護法2条1項の「個人情報」の定義

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- 二 個人識別符号が含まれるもの

「個人情報」とは、匿名化された情報を除き、電子的又はその他の方法で記録された、識別された又は識別可能な自然人に関連するあらゆる種類の情報をいうものとされています。

どのような情報が個人情報に該当するか具体的に明記されていないシンプルな定義規定ですが、中国個人情報保護法が GDPR をモデルにした法律で、GDPR の「個人データ」の定義に比較的近いことに鑑みると、氏名、住所、生年月日、性別などそれだけで単独で特定の個人を識別し得る情報だけでなく、**位置データ、オンライン識別子のような識別子や Cookie（クッキー）**なども個人情報に該当する可能性が高いです。

GDPR では、「個人データ」とは、識別された又は識別され得る個人（「データ主体」）に関するあらゆる情報を意味します。識別され得る個人は、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子、又は当該個人に関する物理的、生理的、遺伝子的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティに特有な一つ若しくは複数の要素を参照することによって、直接的に又は間接的に、識別され得るものとされています（GDPR 4 条 1 項）。

日本の個人情報保護法では、他の情報と照合して特定の個人を識別でき「個人情報」に該当するためには、「容易照合性」（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの）（同法 2 条 1 項 1 号）が必要となりますが、中国個人情報保護法では「容易照合性」は求められていません。

(2) 死者の個人情報

○中国個人情報保護法 49 条

第 49 条 自然人が死亡した場合、その近親者は、自らの合法かつ正当な利益のために、提供されたとおり、本章に規定されているとおり、死者が生存している間に別段の定めをしていない限り、当該死者に関連する個人情報へのアクセス、コピー、訂正、削除などの権利を行使することができる。

死者の個人情報については、明確に「個人情報」の定義からは除外されていません。

GDPR においては、GDPR は死者の個人データには適用ないこととされています（前文 27 項）。

日本の個人情報保護法においては、「生存する個人に関する情報であって」（同法 2 条 1 項）とされており、定義上明確に個人情報に該当しないこととされています。

中国個人情報保護法では、自然人が死亡した場合、死者が生存している間に別段の定めをしていない限り、死者の近親者が死者に関連する個人情報へのアクセス、コピー、訂正、削除などの権利を行使することが認められています（法 49 条）。

中国法においては、「死者の近親者」には、一般的に、死者の配偶者、両親、子供、兄弟姉妹、祖父母が含まれるものとされています。

(3) 匿名化

「匿名化された情報」は定義上、個人情報に該当しません（上記ア参照）。

詳細については下記（2）をご覧ください。

(4) センシティブ個人情報（法 28 条 1 項）

「センシティブ個人情報」とは、生体認証、宗教的信条、特定の身元、医療健康、金融口座、所在地などの情報、及び 14 歳未満の未成年者の個人情報など、漏えい又は違法に使用されると、自然人の尊厳を侵害したり、個人及び財産の安全を害したりする可能性のある個人情報をいいます（法 28 条 1 項）。

詳細については、下記 **第 4** をご覧ください。

2. 匿名化（法 73 条 4 号）・仮名化（法 73 条 3 号）

○中国個人情報保護法 73 条 4 号

第 73 条 本法における以下の用語の意味は以下のとおりである。

(1) (2) (略)

(3) 仮名化とは、個人情報を処理して、追加情報に頼らずに特定の自然人を特定できないようにするプロセスをいう。

(4) 匿名化とは、個人情報を特定できず、処理後に復元できないプロセスをいう。

○GDPR 4 条 2 号

「処理」とは、自動的な手段によるか否かを問わず、収集、記録、編集、構成、記録保存、修正若しくは変更、検索、参照、使用、送信による開示、配布、又は、それら以外に利用可能なものとする事、整列若しくは結合、制限、消去若しくは破壊のような、個人データ若しくは一群の個人データに実施される業務遂行又は一群の業務遂行を意味する。

「匿名化」とは、個人情報を特定できず、処理後に復元できないプロセスをいいます（法 73 条 4 項）。

「仮名化」とは、個人情報を処理して、追加情報に頼らずに特定の自然人を特定できないようにするプロセスをいいます（法 73 条 3 項）。

「匿名化」と「仮名化」の違いは、「匿名化」は、事業者において「加工方法」や「個人情報から削除した情報」も完全に削除し、元の情報にいかなる方法をもってしても復元できないプロセスであるのに対して、「仮名化」は事業者において元の個人情報に復元可能なものです。

「匿名化」された情報は、上記 1（1）の定義のとおり「個人情報」に該当しません。

「仮名化」は暗号化と並び、技術的安全管理措置の一方法（法 51 条 3 号）であり、「仮名化」された情報は依然として「個人情報」に該当します。

以上の点も、GDPR の「匿名化」「仮名化」と同じ考え方です。GDPR においても「匿名化情報」は個人データに該当しません（前文 26 項）。

日本の個人情報保護法の「匿名加工情報」は「加工方法」及び「個人情報から削除した情報」が別途漏えい防止措置を講じていけば完全に削除しなくても足りませんが、[「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール](#)」（個人情報保護委員会）においては、EU 又は英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、個人情報取扱事業者が、加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。）を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、匿名加工情報と

みなすこととされています。

なお、GDPRにおける「仮名化」及び日本の個人情報保護法の「仮名加工情報」においては、本人の請求権（開示、訂正、利用停止等の請求権）や漏えい時の報告・通知義務が免除されることになっていますが、中国個人情報保護法ではこの点については条文上明記されていません。

3. 処理（法4条2項）

○中国個人情報保護法4条2項

個人情報の処理には、個人情報の収集、保管、使用、処理、送信、提供、開示、削除などが含まれる。

○GDPR4条2号

「処理」とは、自動的な手段によるか否かを問わず、収集、記録、編集、構成、記録保存、修正若しくは変更、検索、参照、使用、送信による開示、配布、又は、それら以外に利用可能なものとする、整列若しくは結合、制限、消去若しくは破壊のような、個人データ若しくは一群の個人データに実施される業務遂行又は一群の業務遂行を意味する。

個人情報の「処理」には、個人情報の収集、保管、使用、処理、送信、提供、開示、削除などが含まれます（法4条2項）。

これはGDPRの「処理」（processing）と同じ概念であると考えられます。GDPRにおける「処理」とは、自動的な手段であるか否かにかかわらず、個人データ又は個人データの集合に対して行われるあらゆる作業又は一連の作業をいいます。この作業は、取得、記録、編集、構造化、保存、修正又は変更、復旧、参照、利用、移転による開示、周知又はその他周知を可能なものにする、整列又は結合、制限、消去又は破壊することをいいます（GDPR4条2号）。

我が国の個人情報保護法における、個人データの「取得・入力」「利用・加工」「保管・保存」「第三者提供（移送・送信）」「消去・廃棄」「漏えい事案等への対応」の各段階に相当するもので、事業者（管理者・処理者）による個人データのあらゆる処理を意味する非常に広い概念です。

なお、個人情報保護法における「利用」とは、取得及び廃棄を除く取扱い全般を意味すると考えられます。したがって、保管しているだけでも利用に該当します（『[「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A](#)』2-3）。

4. 個人情報処理者（法 73 条 1 号）

○中国個人情報保護法 73 条 1 号

個人情報処理者とは、個人情報処理活動における処理の目的及び方法を独自に決定する組織または個人をいう。

「個人情報処理者」とは、個人情報処理活動における処理の目的及び方法を独自に決定する組織または個人をいいます（法 73 条 1 号）。

GDPR の「管理者」(controller) 及び日本の個人情報保護法の「個人情報取扱事業者」に相当する概念です。

GDPR のように「管理者」(controller) と「処理者」(processor) (個人データの処理の委託先) のような区分はありません。

「個人情報処理者」は、中国個人情報保護法の「個人情報の処理に関するルール」(第 2 章)、「個人情報の国境を越えた提供に関するルール」(第 3 章)、「個人情報処理活動における個人の権利」(第 4 章)、「個人情報処理者の義務」(第 5 章)、「監督機関」(第 6 章)、「法的責任」(第 7 章) の各規定を遵守する義務を負います。

第2. 適用範囲

○中国個人情報保護法3条

第3条 本法は、中華人民共和国の領土内の自然人の個人情報の処理に適用される。

2 本法は、次のいずれかの状況下で、中華人民共和国の領土外の中華人民共和国の領土内の自然人の個人情報の処理にも適用される。

- (1) 国内の自然人に商品又はサービスを提供する目的の場合。
- (2) 国内の自然人の行動を分析および評価する場合。
- (3) 法令又は行政規則に定めるその他の事情がある場合。

○GDPR3条

1. 本規則は、その取扱いがEU域内で行われるものであるか否かを問わず、EU域内の管理者又は処理者の拠点の活動の過程における個人データの処理に適用される。

2. 取扱活動が以下に関連する場合、本規則は、EU域内に拠点のない管理者又は処理者によるEU域内のデータ主体の個人データの処理に適用される：

- (a) データ主体の支払いが要求されるか否かを問わず、EU域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供。又は
- (b) データ主体の行動がEU域内で行われるものである限り、その行動の監視。

1. 原則（法3条1項）

本法は、中華人民共和国の領土内の自然人の個人情報の処理に適用されます。

2. 域外適用（地理的適用範囲）（法3条2項）

本法は、次のいずれかの状況下で、中華人民共和国の領土外の中華人民共和国の領土内の自然人の個人情報の処理にも適用されます。

(1) 国内の自然人に商品又はサービスを提供する目的の場合（1号）

※例えば、「日本のECサイトに中国内の個人がアクセスして商品・サービスを購入する場合」や「日本の宿泊サイトに中国内の個人がアクセスして宿泊予約する場合は該当すると考えられます。

(2) 国内の自然人の行動を分析および評価する場合（2号）

※例えば、日本のEUサイトにおいて、中国国内の個人の購買履歴を分析して、ターゲット広告をする場合が考えられます。

(3) 法令又は行政規則に定めるその他の事情がある場合（3号）

3. GDPRの地理的適用範囲との比較

中国個人情報保護法3条は、GDPR3条の実体的適用範囲・地理的適用範囲を模したものと考えられます。

具体的にどのような場合に域外適用されるか検討するにあたっては、GDPRの「地理的適用範囲のガイドライン」に示されている考慮要素等が参考になると考えられます。

○地理的適用範囲のガイドラインにおける考慮要素

- EU または少なくとも 1 つの加盟国が、提供された商品またはサービスに関して、明示されていること。
 - ➡中国国内の顧客が商品・サービスの提供先として明記されていること。
- データ管理者または処理者は、EU 域内の消費者によるサイトへのアクセスを容易にするために、インターネット参照サービスの検索エンジン事業者に支払いを行う。または管理者または処理者が、EU 加盟国の顧客に向けられたマーケティングおよび広告キャンペーンを開始する。
 - ➡中国国内の消費者によるサイトのアクセスを容易にするために、インターネット参照サービスの検索エンジン事業者に支払いを行う。または中国国内の顧客に向けたマーケティングや広告キャンペーンを開始する。
- 特定の観光活動など、活動自体の国際的な性質。
- EU 加盟国所在の顧客のための専用の住所や EU 加盟国から掛けられる電話番号が記載されていること。
 - ➡中国所在の顧客のために専用の住所や中国国内から掛けられる電話番号が記載されていること。
- 管理者または処理者が設立されている第三国以外のトップレベルのドメイン名（例：“.de”）、または “.eu” などの中立トップレベルドメイン名を使用していること。
- 1 つ以上の EU 加盟国からサービスが提供される場所への旅行案内の説明。
 - ➡中国国内からサービスが提供される場所への旅行案内の説明。
- 様々な EU 加盟国に所在する顧客からなる国際的な顧客について言及していること。特に、当該顧客によって記載された口座の提示によって言及していること。
 - ➡中国に所在する顧客からなる国際的な顧客について言及。
- 商人の所在国で一般的に使用されている以外の言語または通貨、特に 1 つ以上の EU 加盟国の言語または通貨の使用していること。
 - ➡ウェブサイトにおいて中国通貨（元）、中国語を使用。
- データ管理者が、EU 加盟国における商品の送付サービスを提供すること。
 - ➡中国への商品の送付サービスを提供。

4. 代理店・代理人の設置義務（法 53 条）

○中国個人情報保護法 53 条

第 53 条 本法第 3 条第 2 項に規定されている中華人民共和国外の個人情報処理者は、中華人民共和国内に特定された代理店又は指定代理人を設置するものとする。名称又は氏名又は代理人の氏名、連絡先情報などについては、監督機関に報告するものとする。

○GDPR27 条

第 27 条 EU 域内に拠点のない管理者又は処理者の代理人

1. 第 3 条第 2 項が適用される場合、管理者又は処理者は、書面により、EU 域内における代理人を指定するものとする。
2. 本条の第 1 項に定める義務は、以下には適用されない。
 - (a) 一時的なものであり、かつ、第 9 条第 1 項に規定する特別な種類のデータの処理又は第 10 条に規定する有罪判決及び犯罪行為と関連する個人データの処理を大量に含まず、かつ、その取扱いの性質、過程、範囲及び目的を考慮に入れた上で、自然人の権利及び自由に対するリスクが生ずる可能性が低い処理。又は、
 - (b) 公的機関又は公的組織。
3. 代理人は、データ主体に対する物品若しくはサービスの提供と関連してその個人データが取扱われるデータ主体、又は、その行動が監視されるデータ主体のいる加盟国中の 1 つに設けられる。
4. 本規則の遵守を確保する目的のために、代理人は、取扱いと関連する全ての事項に関し、特に、監督機関及びデータ主体への対応のために、管理者又は処理者に加え、又は、それらの者の代わりとして、管理者又は処理者から委任を受ける。
5. 管理者又は処理者による代理人の指定は、管理者又は処理者自身を相手方として提起される訴訟行為を妨げない。

上記 2 で域外適用される場合（法 3 条 2 項各号の場合）、中国内に特定された代理店または指定代理人を設置する必要があります（法 53 条第 1 文）。

特定代理店・指定代理人の名称・氏名、代理人の氏名、連絡先情報は監督機関に報告する必要があります（法 53 条第 2 文）。

中国国内の代理店・代理人の設置義務は、GDPR の域外適用される場合の代理人の設置義務（GDPR27 条 1 項）に倣ったものと考えられます。

もともと、GDPR においては、域外適用される場合でも、①特別の種類個人データ（人種、民族、政治的思想、信条、労働組合加盟、遺伝データ、生体データ、健康データ、性生活・性志向のデータ）または有罪判決や犯罪に関する個人データを大規模に含まず、取扱いの性質、文脈、範囲、目的を考慮して個人の管理・自由に対するリスクが生じない、散発的になされる処理、②公的機関または団体の場合は、EU 域内に代理人を設置しなくてもよいですが、中国個人情報保護法にはこのような例外は置かれていません。

第3. 個人情報の処理

1. 個人情報の処理の諸原則（法5条～法8条）

第5条 個人情報の処理は、**合法性、公正性、必要性、誠実性の原則**に従って行い、誤解を招く、詐欺的な、強制的及びその他の方法によって個人情報を処理してはならない。

第6条 個人情報の処理は、**明確かつ合理的な目的を有し、処理の目的に直接関連し、個人の権利及び利益への影響が最も少ない方法**を採用する必要がある。

2 個人情報の取得は、処理を目的とした最小限の範囲に限定し、過度に取得しないものとする。

第7条 個人情報の処理は、**公開性と透明性の原則**に従い、**個人情報処理に関するルールを開示し、処理の目的、方法、範囲を明確に示すもの**とする。

第8条 個人情報を処理する際には、**個人情報の品質を保証し、個人情報の不正確さ又は不完全性が個人の権利に悪影響を及ぼすことはない。**

中国個人情報保護法5条から8条には、個人情報の処理に関する諸原則が規定されています。OECD8原則に対応するものです。

1. 合法性、公正性、必要性、誠実性の原則（法5条）
2. 明確かつ合理的な目的（法6条1項）
3. 処理目的との直接関連性（法6条1項）
4. 個人の権利・利益への影響が最も少ない方法の採用（法6条1項）
5. 個人情報の取得は処理目的と最小限の範囲に限定（法6条2項）
6. 公開性・透明性（法7条）
7. 個人情報の正確性（法8条）

GDPRにも同様の個人データの処理に関する諸原則が規定されています（GDPR5条）。

①適法性、公平性、透明性の原則	個人データは、適法、公正、透明性のある手段で処理しなければならない。
②目的の限定性の原則	個人データは、特定された、明確かつ適法な目的のために収集されなければならない。これら目的と相容れない方法で更なる処理を行ってはならない。
③データの最小化の原則	個人データは、処理される目的の必要性に照らして、適切であり、関連性があり、最小限に限られなければならない。
④正確性の原則	個人データは、正確であり、必要な場合には最新に保たなければならない。処理される目的に照らして、不正確な個人データが遅滞なく消

	去・訂正されるのを確保するため、あらゆる合理的な手段が講じられなければならない。
⑤保存の制限の原則	個人データは、当該個人データが取り扱われる目的に必要な期間を超えない範囲で、データ主体の識別が可能な状態で保存されなければならない。
⑥完全性・機密性の原則	個人データは、当該個人データの適切なセキュリティを確保する方法で取り扱われなければならない。無権限の又は違法な処理に対する保護、及び偶発的な滅失、破壊、損壊に対する保護を含むものとし、適切な技術的又は組織的安全管理措置を講じなければならない。

(1) 合法性、公正性、必要性、誠実性の原則（法5条）

「個人情報の処理は、合法性、公正性、必要性、誠実性の原則に従って行い、**誤解を招く、詐欺的な、強制的及びその他の方法によって個人情報を処理してはならない。**」と規定されています。

個人情報の処理は、「**合法性**」「**公正性**」「**必要性**」「**誠実性**」の原則に従って行うこととされ、「**誤解を招く方法**」「**詐欺的な方法**」「**強制的な方法**」その他の方法による個人情報の処理が禁止されています。

これはいわゆる OECD 8 原則のうち、「**収集制限の原則**」（個人データは、適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知または同意を得て収集されるべき）に関連するものですが、**収集（取得）の場面だけでなく、「処理全般」に原則を広げています。**

GDPR においては、「**そのデータ主体との関係において、適法であり、公正であり、かつ、透明性のある態様で処理しなければならない。（「適法性、公正性及び透明性」）**」と規定されており（GDPR 5 条 1 項 (a)）、これに近いものと考えられます。

我が国の個人情報保護法においても、「個人情報の取得」について「**個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。**」（同法 17 条 1 項）と規定されるとともに、令和 2 年改正法による 2022 年 4 月 1 日施行の改正で「個人情報の利用」に関して、「**個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。**」（同法 16 条の 2）との規定が設けられます。

(2) 明確かつ合理的な目的（法6条1項）

法 6 条 1 項は、「個人情報の処理は、**明確かつ合理的な目的**を有し、・・・」と規定されています。

これは、OECD 8 原則のうち、「**目的明確化の原則**」（個人データの収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべきである。）に対応するものです。

GDPR においては、「**特定され、明確であり、かつ、正当な目的のために収集されるものとし、かつ、その目的に適合しない態様で追加的取扱いをしてはならない。（以下略）**」（「目的

の限定)」(GDPR 5 条 1 項 (b)) と規定されております。

我が国の個人情報保護法においては、「利用目的の特定」に関する同法 15 条 1 項（「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。」）がこれに対応します。

（3）処理目的との直接関連性（法 6 条 1 項）

「個人情報の処理は、・・・処理の目的に直接関連し、・・・」と規定されています。

これは OECD 8 原則のうち、「利用制限の原則」（データ主体の同意がある場合や法律の規定による場合を除いては、収集したデータを目的以外に利用してはならない。）に対応するものです。

GDPR においては、「その個人データが取扱われる目的との関係において、十分であり、関連性があり、かつ、必要のあるものに限定されなければならない。（「データの最小化）」（GDPR 6 条 1 項 (c)）と規定されております。

我が国の個人情報保護法では、「利用目的による制限」について規定する「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。」（同法 16 条 1 項）との規定が設けられています。

2. 個人情報の処理の法的根拠（法 13 条 1 項）

○中国個人情報保護法 13 条 1 項

個人情報処理者は、以下のいずれかの状況が満たされた場合のみ、個人情報を処理することができる。

- (1) 個人の同意を得た場合
- (2) 個人が当事者である契約の締結及び履行のために必要である場合、又は法律若しくは法律に基づき署名された集合契約に従って確立された労働に関するルール及び規則に従って人事管理を実施するために必要である場合
- (3) 法定義務を履行するために必要がある場合
- (4) 公衆衛生上の緊急事態に対応するために必要である場合、又は緊急時に自然人の生命、健康及び財産の安全を保護することが必要である場合
- (5) 公益のために、ニュース報道、世論の監視及びその他の行為を実施し、合理的な範囲内で個人情報を処理する場合
- (6) 本法の規定に従い、個人が開示した個人情報又はその他の法的に開示された個人情報を合理的な範囲内で処理する場合
- (7) 法令及び行政規則に定めるその他の事情がある場合

○GDPR 6 条 1 項

1. 処理は、以下の少なくとも一つが適用される場合においてのみ、その範囲内で、適

法である：

- (a) データ主体が、一つ又は複数の特定の目的のための自己の個人データの処理に関し、同意を与えた場合。
- (b) データ主体が契約当事者となっている契約の履行のために処理が必要となる場合、又は、契約締結の前に、データ主体の要求に際して手段を講ずるために処理が必要となる場合。
- (c) 管理者が服する法的義務を遵守するために処理が必要となる場合。
- (d) データ主体又は他の自然人の生命に関する利益を保護するために処理が必要となる場合。
- (e) 公共の利益において、又は、管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のために処理が必要となる場合。
- (f) 管理者によって、又は、第三者によって求められる正当な利益の目的のために処理が必要となる場合。ただし、その利益よりも、個人データの保護を求めるデータ主体の利益並びに基本的な権利及び自由のほうが優先する場合、特に、そのデータ主体が子どもである場合を除く。

中国個人情報保護法 13 条 1 項各号に列挙された個人情報の処理の法的根拠は、GDPR の個人データの処理の法的根拠（GDPR 6 条 1 項）に近いものです。個人情報処理できる根拠が列挙されています。

これに対して、日本の個人情報保護法では原則禁止して、例外的に同意がある場合または公益目的がある場合に解除（法 16 条 3 項、法 17 条 2 項、法 23 条 1 項等）するという立て付けになっています。

中国個人情報保護法の他の関連規定に従い、個人情報の処理については個人の同意を得る必要がありますが、同法 13 条 1 項 2 項～7 項に規定する状況では、個人の同意は必要ありません（法 13 条 2 項）

「同意」（中国個人情報保護法 13 条 1 項 1 号）と「契約の履行」（同項 2 号）は両立するかが問題となります。GDPR の「同意ガイドライン」ではどちらかの法的根拠による必要があり、「同意」と「契約の履行」は両立しないとされています。

「法定義務を履行するために必要がある場合」（法 13 条 1 項 3 号）は、中国国内の法令や行政規則のみで外国の法令や規則は含まれないと考えられます。

GDPR で認められている個人データの処理の法的根拠である「管理者によって、又は、第三者によって求められる正当な利益の目的」（GDPR 6 条 1 項 (f)）に該当する規定はありません。

3. 同意の要件

○中国個人情報保護法 14 条～16 条

第 14 条 個人情報の処理が個人の同意に基づく場合は、十分な知識を有する個人が任意かつ明確に同意するものとする。個人情報の処理について、個人の同意又は書面による同意を得ることが法律及び行政規則において定められている場合は、その規定に従うものとする。

2 処理目的、処理方法、処理する個人情報の種類が変更になった場合は、本人の同意を再度取得するものとする。

第 15 条 個人情報の処理が個人の同意に基づく場合、個人は同意を撤回する権利を有する。個人情報処理者は、同意を撤回するための便利な方法を提供するものとする。

2 個人の同意の撤回は、撤回前の個人の同意に基づいて実施された個人情報処理活動の有効性に影響を与えない。

第 16 条 個人情報処理者は、商品又はサービスの提供に個人情報の処理が必要な場合を除き、個人情報の処理に同意しないこと、又は同意を撤回しないことを理由に、商品又はサービスの提供を拒否してはならない。

GDPR 4 条 11 項・7 条

第 4 条

11 データ主体の「同意」とは、自由に与えられ、特定され、事前に説明を受けた上での、不明瞭ではない、データ主体の意思の表示を意味し、それによって、データ主体が、その陳述又は明確な積極的行為により、自身に関連する個人データの処理の同意を表明するものを意味する。

第 7 条 同意の要件

1. 処理が同意に基づく場合、管理者は、データ主体が自己の個人データの処理に同意していることを証明できるようにしなければならない。
2. 別の事項とも関係する書面上の宣言の中でデータ主体の同意が与えられる場合、その同意の要求は、別の事項と明確に区別でき、理解しやすく容易にアクセスできる方法で、明確かつ平易な文言を用いて、表示されなければならない。そのような書面上の宣言中の本規則の違反行為を構成する部分は、いかなる部分についても拘束力がない。
3. データ主体は、自己の同意を、いつでも、撤回する権利を有する。同意の撤回は、その撤回前の同意に基づく処理の適法性に影響を与えない。データ主体は、同意を与える前に、そのことについて情報提供を受けるものとしなければならない。同意の撤回

- は、同意を与えるのと同じように、容易なものでなければならない。
4. 同意が自由に与えられたか否かを判断する場合、特に、サービスの提供を含め、当該契約の履行に必要な個人データの取扱いの同意を契約の履行の条件としているか否かについて、最大限の考慮が払われなければならない。

(1) 同意の要件 (14 条 1 項)

個人情報の処理が個人の同意に基づく場合、以下の要件が求められる (14 条 2 項)。

- ①同意をする個人が十分な知識を有すること
- ②任意の同意であること、
- ③明確な同意であること

また、法令、行政規則で個人の同意又は書面の同意を得ることとされている場合はそれに従う。

これは、GDPR のデータ主体の「同意」の要件を参考にしたものと考えられる。

GDPR においては、データ主体の「同意」とは、以下の要件が必要とされている (GDPR 4 条 11 項)。

- ①自由に与えられていること (freely given)
- ②特定されていること (specific)
- ③情報提供を受けていること (informed)
- ④明確な意思表示であること (unambiguous)
- ⑤当該データ主体が、宣言又は明らかな積極的行為によって、自己に係る個人データの処理に合意して表す意思表示であること

日本の個人情報保護法には同意の要件に関する規定はない。

(2) 処理目的、処理方法、処理する個人情報の種類が変更になった場合 (14 条 2 項)

処理目的、処理方法、処理する個人情報の種類が変更になった場合は、本人の同意を再度取得するものとする (14 条 2 項)。

日本の個人情報保護法においても、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないこととされている (同法 16 条 1 項)。

(3) 同意の撤回 (15 条)

個人情報の処理が個人の同意に基づく場合、個人は同意を撤回する権利を有する。個人情報処理者は、同意を撤回するための便利な方法を提供するものとされている (15 条 1 項)。

ただし、個人の同意の撤回は、撤回前の個人の同意に基づいて実施された個人情報処理活動の有効性に影響を与えない (15 条 2 項)。

これは、GDPR の同意の撤回権 (GDPR 7 条 3 項) を参考にしたものと考えられる (上記条

文参照)。

日本の個人情報保護法には、同意の撤回権に関する規定はない。

(4) 同意すること・同意を撤回することを商品・サービスの提供の条件とすることの禁止 (16条)

個人情報処理者は、商品又はサービスの提供に個人情報の処理が必要な場合を除き、個人情報の処理に同意しないこと、又は同意を撤回しないことを理由に、商品又はサービスの提供を拒否してはならない (16条)。

これは、法14条1項の「任意の同意であること」を具体化したものであるが、商品・サービスの提供に個人情報の処理が必要な場合を除き、同意すること・同意を撤回したことが、商品・サービスの提供に影響を与えてはならないこととされている。

GDPRにおいても「同意が自由に与えられたか否かを判断する場合、特に、サービスの提供を含め、当該契約の履行に必要な個人データの取扱いの同意を契約の履行の条件としているか否かについて、最大限の考慮が払われなければならない。」ものと同様の規定が置かれている (GDPR 7条4項)。

4. 個人への通知事項 (プライバシーポリシーへの記載事項)・通知方法 (17条)

第17条 個人情報処理者は、個人情報を処理する前に、以下の事項を誠実かつ正確かつ完全に、目立つ方法で、明確かつわかりやすい言葉で個人に通知しなければならない。

- (1) 個人情報処理者の氏名または氏名および連絡先情報
- (2) 個人情報の処理の目的、処理方法、処理される個人情報の種類及び保存期間
- (3) 個人がこの法律に基づいて権利を行使するための方法及び手順
- (4) 法令及び行政規則により通知すべきその他の事項

2 前項の事項に変更があったときは、変更した部分を本人に通知するものとする。

3 個人情報処理者が、個人情報の処理に関するルールを定めることにより、第1項の事項を通知する場合は、処理に関するルールを公表し、閲覧及び保管を容易なものとするものとする。

第18条 個人情報処理事業者は、個人情報を処理する場合において、法令又は行政規則で定める秘密にしなければならない事情又は通知する必要がない事情があるときは、前条第1項に規定する事項を本人に通知しないことができる。

2 緊急時に、自然人の生命、健康、財産の安全を守るために適時に通知することができない場合、個人情報処理者は、緊急事態が解消された後、速やかに個人に通知するものとする。

(1) 通知事項・通知方法（法 17 条 1 項）

個人情報の処理者は、個人情報を処理する前に、以下の事項を誠実かつ正確かつ完全に、目立つ方法で、明確かつわかりやすい言葉で個人に通知しなければならない。

- (1) 個人情報処理者の氏名または氏名および連絡先情報
- (2) 個人情報の処理の目的、処理方法、処理される個人情報の種類及び保存期間
- (3) 個人がこの法律に基づいて権利を行使するための方法及び手順
- (4) 法令及び行政規則により通知すべきその他の事項

上記はプライバシーポリシーに記載することに相当する事項と考えられるが、「個人情報を処理する前」に、「個人に通知」することのみ規定されており、電磁的方法やウェブサイトでの公表などもこれに含まれるのかは明示されていない。

GDPR と異なり、個人データを「データ主体から直接した場合」（GDPR13 条）と「データ主体から直接取得されない場合」（GDPR14 条）のような区別はない。

また、データ保護オフィサーの連絡情報（GDPR13 条 1 項 (b)、14 条 1 項 (b)）、関連する個人データの種類（GDPR14 条 1 項 (d)）、個人データの受領者（GDPR13 条 1 項 (e)、14 条 1 項 (e)）、越境データ移転の事実・保護措置（GDPR13 条 1 項 (f)、14 条 1 項 (f)）等も記載事項となっていない。

日本の個人情報保護法においては、保有個人データについて以下の事項を本人の知り得る状態に置くこととされている（法 27 条 1 項各号、令 8 条各号）（下線部分は 2022 年 4 月 1 日施行部分）ので、以下の事項をプライバシーポリシー等に記載することになる。もっとも、「本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合」であれば、必ずしも、本人の知り得る状態に置く必要はない。

- ① 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 全ての保有個人データの利用目的
- ③ 開示・訂正・利用停止等請求に関する手続規定（手数料に関する事項を含む）
- ④ 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
- ⑤ 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先（同条 2 号）
- ⑥ 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体
- ⑦ 団体の名称及び苦情の解決の申出先

「通知」については、①正確かつ、②完全に、③目立つ方法で、④明確かつ分かりやすい言葉で行うことが求められている（17条1項）。

これは、GDPR12条1項において、透明性の原則に基づき、「管理者は、データ主体に対し、簡潔で、透明性があり、理解しやすく、容易にアクセスできる方式により、明確かつ平易な文言を用いて、取扱いに関する第13条及び第14条に定める情報並びに第15条から第22条及び第34条に定める連絡を提供するために、特に、子どもに対して格別に対処する情報提供のために、適切な措置を講じる。」とされているのを参考にしたものと考えられる。

（2）通知しないでもよい場合（法18条）

個人情報処理事業者は、個人情報を処理する場合において、法令又は行政規則で定める秘密にしなければならない事情又は通知する必要がない事情があるときは、法17条第1項に規定する事項を本人に通知しないことができる（法18条1項）。

緊急時に、自然人の生命、健康、財産の安全を守るために適時に通知することができない場合、個人情報処理者は、緊急事態が解消された後、速やかに個人に通知しなければならない（法18条2項）。

5. 個人情報の保管期間（法19条）

第19条 法令及び行政規則に別段の定めがある場合を除き、個人情報を保管する期間は、処理目的を達成するために必要な最短期間とする。

個人情報を保存する期間は、法令及び行政規則に別段の定めがある場合を除き、「**処理目的を達成するために最短期間**」とされている（法19条）。

GDPRにおいては、通知事項として、「その個人データが記録保存される期間、又は、それが不可能なときは、その期間を決定するために用いられる基準。」（GDPR13条2項(a)、14条2項(a)）を記載することとされているが、それよりも厳しい基準が採られている。

日本の個人情報保護法には、個人情報（個人データ）の保存期間に関する規定はなく、個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならないこととされている（同法17条1項）。

6. 個人情報の共同処理（法 20 条）

○中国個人情報保護法

第 20 条 二者以上の個人情報処理者が共同で個人情報の処理の目的と方法を決定する場合、各自の権利及び義務に関して合意をするものとする。ただし、この合意は、本人がいずれかの個人情報処理業者に対してこの法律に定める権利の行使を請求する権利に影響を与えるものではない。

- 2 個人情報処理者が共同で個人情報を処理し、個人情報の権利及び利益を侵害し、損害を生じさせた場合、本法に従い、連帯責任を負うものとする。

○GDPR

第 26 条 共同管理者

1. 二者以上の管理者が共同して処理の目的及び方法を決定する場合、それらの者は、共同管理者となる。管理者らが服すべきそれぞれの管理者の責任が EU 法又は加盟国の国内法によって定められていない場合、その範囲内において、管理者は、本規則に基づく義務、とりわけ、データ主体の権利の行使に関する義務、並びに、第 13 条及び第 14 条に規定する情報を提供すべき管理者それぞれの義務を遵守するための管理者それぞれの責任について、管理者の間での合意により、透明性のある態様で定める。その合意においては、データ主体のための連絡先を指定できる。
2. 第 1 項に規定する合意は、共同管理者各自とデータ主体とのそれぞれの間における役割及び関係を適正に反映するものとする。その合意の要点は、データ主体に利用可能なものとされる。
3. 第 1 項に規定する合意に定める条件にかかわらず、データ主体は、個々の管理者との関係において、及び、個々の管理者に対して、本規則に基づく自己の権利を行使できる。

○個人情報保護法

（第三者提供の制限）

第 23 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、**あらかじめ本人の同意**を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～四（略）

2～4（略）

- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、**第三者に該当しないものとする。**

一・二（略）

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する

者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

(1) 共同処理のための合意 (法 20 条 1 項)

二者以上の個人情報処理者が共同で個人情報の処理の目的と方法を決定する場合、各自の権利及び義務に関して合意をしなければならない (法 20 条 1 項前段)。

この合意は、本人がいずれかの個人情報処理業者に対してこの法律に定める権利の行使を請求する権利に影響を与えるものであってはならない (法 20 条 1 項後段)。

(2) 連帯責任 (法 20 条 2 項)

個人情報処理者が共同で個人情報を処理し、個人情報の権利及び利益を侵害し、損害を生じさせた場合、本法に従い、連帯責任を負う (法 20 条 2 項)。

(3) GDPR・個人情報保護法

GDPR においては、二者以上の管理者が共同して処理の目的・方法を決定する場合は、共同管理者となり、通知において GDPR 上の義務・管理者の責任について、合意により通知をすることが求められる (GDPR26 条 1 項) が、中国個人情報保護法においてはこの点について明確ではない。

日本の個人情報保護法では、特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合において、①特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合はその代表者の氏名について、**あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは**、共同利用者は第三者に該当しないものとされ (法 23 条 5 項)、共同利用についての本人の同意は不要となる。

7. 個人情報の処理の委託（法 21 条）

○中国個人情報保護法

第 21 条 個人情報処理者が個人情報の処理を委託する場合は、その目的、期限、処理方法、個人情報の種類、保護措置、両当事者の権利義務等及び受託者の個人情報処理活動の監督について、受託者と合意するものとする。

2 受託者は、本契約に基づき個人情報を処理し、合意された処理目的、処理方法等を超えて個人情報を処理してはならない。委託契約が有効でない場合、無効となる場合、取り消された場合、又は終了した場合、受託者は個人情報処理者に個人情報を返却するか又は削除することにより、保持しないものとする。

3 受託者は、個人情報処理者の同意なしに、個人情報の処理を他人に委任してはならない。

（1）委託契約の要件（法 21 条 1 項）

個人情報処理者が個人情報の処理を委託する場合は、受託者との間で、①委託の目的、②期限、③処理方法、④個人情報の種類、⑤保護措置、⑥両当事者の権利義務等及び⑦受託者の個人情報処理活動の監督について、合意するものとされている（法 21 条 1 項）。

GDPR の処理者による処理契約（GDPR28 条 3 項）と比べると、委託契約の要件は簡素である。

日本の個人情報保護法には個人データの取扱いの委託（法 22 条）に関する要件は規定されておらず、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-3-4(2)において、「委託契約には、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。」とされている。

（2）受託者による個人情報の処理（法 21 条 2 項）

受託者は、本契約に基づき個人情報を処理し、合意された処理目的、処理方法等を超えて個人情報を処理してはならない。委託契約が有効でない場合、無効となる場合、取り消された場合、又は終了した場合、受託者は個人情報処理者に個人情報を返却するか又は削除することにより、保持してはならない。（法 21 条 2 項）。

（3）再委託（法 21 条 3 項）

受託者は、個人情報処理者の同意なしに、個人情報の処理を他人に委託してはならない。（法 21 条 3 項）

再受託者がどのような義務を負うかについての規定は置かれていない。

8. 合併、分割、解散、破産等の場合（法 22 条）

第 22 条 個人情報処理者が合併、分割、解散、破産等により個人情報を提供する必要がある場合、受領者の氏名又は名称及び連絡先を本人に通知するものとする。受領者は、引き続き個人情報処理者としての義務を履行するものとする。受領者が当初の処理目的又は処理方法を変更する場合、本法の規定に従い、個人の同意を再取得するものとする。

（1）提供側の通知義務（法 22 条第 1 文）

個人情報処理者が合併、分割、解散、破産等により個人情報を提供する場合、受領者の氏名又は名称及び連絡先を本人に通知しなければならない（法 22 条第 1 文）。すなわち、**個人の同意は不要であり、通知をすれば足りる。**

（2）受領側の義務（法 22 条第 2 文・第 3 文）

受領者は、引き続き個人情報処理者としての義務を履行するものとする（法 22 条第 2 文）。

受領者が当初の処理目的又は処理方法を変更する場合、本法の規定に従い、個人の同意を再取得しなければならない（法 22 条第 3 文）。

（3）日本の個人情報保護法

日本の個人情報保護法では、個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合には、委託先は「第三者」には該当しない（同法 23 条 5 項 1 号）ものとして、本人の同意（同法 23 条 1 項）は不要とされる。

9. 他の個人情報処理者への個人情報の提供（法 23 条）

第 23 条 個人情報処理者が他の個人情報処理者が処理する個人情報を提供する場合は、受取人の氏名、連絡先、処理目的、処理方法、個人情報の種類を本人に通知し、当該本人の同意を取得するものとする。受取人は、上記の処理目的、処理方法、個人情報の種類の範囲内で個人情報を処理するものとする。受取人が当初の処理目的又は処理方法を変更した場合、本法の規定に従い、個人の同意を再取得するものとする。

（1）他の個人情報処理者への個人情報の提供の際の要件（法 23 条第 1 文）

個人情報処理者が他の個人情報処理者が処理する個人情報を提供する場合は、①受取人の氏名、②連絡先、③処理目的、④処理方法、⑤個人情報の種類を本人に通知し、当該本人の同意を取得しなければならない。

すなわち、いわゆるインフォームドコンセントが必要となる。

日本の個人情報保護法における個人データの第三者提供においては、第三者提供についての同意は必要である（法 23 条 1 項）ものの、同意の取得にあたって上記のような情報提供は必要ない（特に第三者提供先における利用目的についての情報提供を受けた上での同意）ので、より厳しいと考えられる。

（2）受取人である個人情報処理者による処理（法 23 条第 2 文、第 3 文）

受取人は、上記（1）の処理目的、処理方法、個人情報の種類の範囲内で個人情報を処理しなければならない。

受取人が当初の処理目的又は処理方法を変更した場合、本法の規定に従い、個人の同意を再取得しなければならない。

日本の個人情報保護法では、第三者提供先が利用目的の範囲内の利用しかできないという制限はない。

10. 自動化された意思決定（法 24 条）

第 24 条 個人情報を利用して自動化された意思決定をする個人情報処理者は、当該意思決定の透明性及び結果の公平性を確保し、取引価格及びその他の取引条件について個人に不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 自動化された意思決定方法による個人への情報プッシュ及び商業マーケティングは、個人の個性に特有ではないオプションを提供するか、又は、個人に拒否する容易な方法を提供する必要がある。

3 自動化された意思決定方法を通じて個人の権利及び利益に大きな影響を与える決定を行うために、個人は個人情報処理者に説明を求める権利を有し、自動化された意思決定方法を通じてのみ決定を行うことを個人情報処理者に対して拒否する権利を有する。

「自動化された意思決定」とはいわゆるプロファイリングや AI などによるスコアリングなどの自動化された処理のみに基づいて意思決定がなされるもののことをいいます。

（1）差別的取扱いの禁止（法 24 条 1 項）

個人情報を利用して自動化された意思決定をする個人情報処理者は、当該「**意思決定の透明性及び結果の公平性を確保**」し、取引価格及びその他の取引条件について個人に不当な差別的取扱いをしてはならない。

たとえば、透明性や結果の公平性の低い AI などのスコアリングによって、取引価格及びその他の取引条件について個人に不当な差別的取扱いをしてはならないということである。

（2）情報プッシュ・商業マーケティング（法 24 条 2 項）

自動化された意思決定方法による個人への情報プッシュ及び商業マーケティングは、個人の個性に特有ではないオプションを提供するか、又は、個人に拒否する容易な方法を提供する必要がある。

（3）個人の拒否権（法 24 条 3 項）

個人は、自動化された意思決定方法を通じて個人の権利及び利益に大きな影響を与える決定を行うために、個人情報処理者に説明を求める権利を有し、自動化された意思決定方法を通じてのみ決定を行うことを個人情報処理者に対して拒否する権利を有する。

（4）GDPR・個人情報保護法

GDPR においては、「プロファイリングを含む自動化された意思決定」に服しない権利に関する規定が置かれており（同 22 条）、契約の締結・履行に必要な決定等の場合に同権利の適用がないが（同条 2 項）、これらの場合には適切な安全管理措置を講ずることが求められている（同条 3 項）。

日本の個人情報保護法には同様の規定はない。

11. 処理する個人情報の公表（法 25 条）

第 25 条 個人情報処理者は、個人の同意を得ない限り、処理する個人情報を公表してはならない。

個人情報処理者は、個人の同意を得ない限り、処理する個人情報を公表してはならない（法 25 条）。

日本の個人情報保護法では、「公表」は「第三者提供」と見られるので、本人の同意の取得（法 23 条 1 項）またはオプトアウト（法 23 条 2 項～ 4 項）によらなければ「公表」はできない。

12. 公共の場所における画像収集・個人識別装置の設置（法 26 条）

第 26 条 公共の場所における画像収集および個人識別装置の設置は、公共の安全の維持のために必要であり、関連する国の規制に準拠し、目立つ注意書き（リマインダー）を設置しなければならない。収集された個人画像および識別情報は、公共の安全を維持する目的でのみ使用され、本人の個別の同意を得た場合を除き、他の目的では使用されない。

本条は、行政府等による公共の場所でのカメラによる画像収集や個人識別装置の設置についての規定であると考えられる。

このような、公共の場所における画像収集および個人識別装置の設置は、①公共の安全の維持のために必要であり、②関連する国の規制に準拠し、③目立つ注意書き（リマインダー）を設置しなければならない。

収集された個人画像および識別情報は、公共の安全を維持する目的でのみ使用され、本人の個別の同意を得た場合を除き、他の処理の目的では使用されないこととされている。

13. 個人が開示した個人情報・法的に開示された個人情報（法 27 条）

第 27 条 個人情報処理者は、個人が明示的に拒否しない限り、個人が開示した個人情報又は合理的な範囲内で法的に開示されたその他の個人情報を処理することができる。個人情報処理者は、個人の権利及び利益に重大な影響を与える開示された個人情報を処理する場合、本法の規定に従い、個人の同意を得るものとする。

個人情報処理者は、個人が明示的に拒否しない限り、個人が開示した個人情報又は合理的な範囲内で法的に開示されたその他の個人情報を処理することができる。

個人情報処理者は、個人の権利及び利益に重大な影響を与える開示された個人情報を処理する場合、本法の規定に従い、個人の同意を得るものとする。

日本の個人情報保護法の下では、上記のような場合は、「黙示の同意」による第三者提供に該当するものと考えられる。

第4. センシティブ個人情報

第28条 センシティブ個人情報とは、ひとたび漏洩したり不正に利用されたりすると、自然人の人間としての尊厳が侵害されたり、その人や財産の安全が脅かされたりするおそれのある個人情報であり、生体情報、信教情報、特定の身分情報、医療・健康情報、金融口座情報、所在地情報などのほか、14歳未満の未成年者の個人情報も含まれるものとする。

2 個人情報処理者は、特定の目的及び十分な必要性があり、厳格な保護措置を講ずる場合にのみセンシティブ個人情報を処理することができる。

第29条 センシティブ個人情報の処理は、個人の同意を得るものとする。法律及び行政規則により、センシティブ個人情報の処理は書面による同意を得ることが規定されている場合には、当該規定に従うものとする。

第30条 個人情報処理者は、センシティブ個人情報を処理する場合、本法において本人に通知することを要しないと規定している場合を除き、本法第17条第1項に定める事項に加えて、センシティブ個人情報の処理の必要性並びに個人の権利及び利益への影響についても個人に通知するものとする。

第31条 個人情報処理者が14歳未満の未成年者の個人情報を処理する場合には、未成年者の親又は他の保護者の同意を得るものとする。

2 14歳未満の未成年者の個人情報を処理する個人情報処理者は、特別な個人情報処理のルールを策定するものとする。

第32条 法令又は行政規則において、センシティブ個人情報の処理について行政上の許可を得なければならない旨又はその他の制限が定められている場合には、その定めに従わなければならない。

1. 「センシティブ個人情報」の範囲（法28条1項）

「センシティブ個人情報」とは、ひとたび漏洩したり不正に利用されたりすると、自然人の人間としての尊厳が侵害されたり、その人や財産の安全が脅かされたりするおそれのある個人情報であり、生体情報、信教情報、特定の身分情報、医療・健康情報、金融口座情報、軌跡情報などのほか、14歳未満の未成年者の個人情報も含まれるものとする。

「ひとたび漏洩したり不正に利用されたりすると、自然人の人間としての尊厳が侵害されたり、その人や財産の安全が脅かされたりするおそれのある個人情報」が対象とされ、「生体情報」、「心境情報」、「特定の身分情報」、「医療・健康情報」、「金融口座情報」、「所在

地情報」、「14歳未満の未成年者の個人情報」が具体例として列挙されている。

GDPRでは、「特別な種類の個人データ」として、①人種若しくは民族的素性、②政治的思想、③宗教的・哲学的信条、④労働組合員資格に関する個人データ、⑤遺伝データ、⑥個人の識別を目的とした生体データ、⑦健康に関するデータ、⑧個人の性生活若しくは性的指向に関するデータが列挙されている（GDPR 9条1項）が、「金融口座情報」などの財産的情報が含まれる点や「所在地情報」や「14歳未満の未成年者の個人情報」がセンシティブ個人情報に該当するとされている点はGDPRよりも広い定義である。

「個人の性生活若しくは性的指向に関するデータ」は、「センシティブ個人情報」に該当すると思われる。これに対して、「労働組合員資格に関する個人データ」はセンシティブ個人情報に該当しない可能性があると思われる。

GDPRでは、「有罪判決及び犯罪に関する個人データの処理」についても、センシティブ情報として処理の制限を受けるが、中国個人情報保護法ではこれらが対象となるかは明らかではない。

なお、日本の個人情報保護法では、「要配慮個人情報」として、①人種、②信条、③社会的身分、④病歴、⑤身体障害、知的障害、精神障害等、⑥健康診断等の結果、⑦健康診断等の結果に基づく指導・診療・調剤、⑧犯罪の経歴、⑨犯罪により害を被った事実、⑩刑事事件に関する手続、⑪少年の保護事件に関する手続が対象とされている。

2. センシティブ個人情報の処理（法28条2項～32条）

（1）センシティブ個人情報の処理の要件

センシティブ個人情報の処理のためには以下のいずれの要件も満たす必要がある。

- 特定の目的及び十分な必要性があり、厳格な保護措置を講ずる場合であること（法28条2項）
- 個人の同意を得ること（法律・行政規則で書面による同意が必要な場合は書面による）（法29条）
- 法17条1項の事項（上記第3（4））及びセンシティブ個人情報の処理の必要性並びに個人の権利及び利益への影響の通知（法30条）

日本の「要配慮個人情報」は取得上に本人の同意があれば（法17条2項）、利用、第三者提供（オプトアウトは不可）については通常の個人データと同じである。

（2）14歳未満の未成年者の個人情報を処理する場合（法31条）

個人情報処理者が14歳未満の未成年者の個人情報を処理する場合には、未成年者の親又は他の保護者の同意を得なければならない（法31条1項）。

14歳未満の未成年者の個人情報を処理する個人情報処理者は、特別な個人情報処理のルールを策定しなければならない（法31条2項）。

(3) 行政上の許可 (法 32 条)

法令又は行政規則において、センシティブ個人情報の処理について行政上の許可を得なければならない旨又はその他の制限が定められている場合には、その定めに従わなければならない。

第5 個人情報の国境を越えた提供に関するルール（法第3章）

第38条 個人情報処理者が、業務上の必要性から、中華人民共和国外に個人情報を提供する必要がある場合は、以下のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 本法第40条の規定に従って、国家インターネット情報公弁室によって策定されたセキュリティ評価に合格した場合。
- (2) 国家インターネット情報公弁室の行政規則に従い、専門機関による個人情報保護認証を実施する場合。
- (3) 国家インターネット情報公弁室が策定した標準契約に従い、両当事者の権利及び義務を規定した海外の受領者との契約を締結する場合。
- (4) 法律、行政規則、又は国家インターネット情報公弁室によって策定されたその他の基準を満たす場合。

2 中華人民共和国が締結または参加した国際条約及び協定に、中華人民共和国外での個人情報の提供条件に関する規定がある場合、当該規定に従って実施することができる。

3 個人情報処理者は、海外の受領者による個人情報の処理が本法に定める個人情報保護基準を確実に満たすために必要な措置を講じるものとする。

第39条 個人情報処理者は、中華人民共和国外に個人情報を提供する場合、海外の受領者の氏名又は名称、連絡先、処理目的、処理方法、個人情報の種類、本法に定められた海外の受領者に対して行使できる個人の権利を通知し、本人の同意を得なければならない。

第40条 重要情報インフラストラクチャー事業者及び国家インターネット情報公弁室によって定められた数を超える個人情報を処理する個人情報処理者は、中華人民共和国の国内で収集及び生成された個人情報を保存するものとする。国外に提供する必要がある場合は、国家インターネット情報公弁室が主催する安全評価に合格しなければならない。法律、行政規則、国家インターネット情報公弁室が安全評価を不要であると規定している場合は、当該手続に従うものとする。

第41条 中華人民共和国の所管官庁は、中華人民共和国が締結又は加入した関連法並びに国際条約及び協定に従って、又は平等および互惠の原則に従って、国内に保管されている個人情報の提供に関する外国の司法機関又は法執行機関からの要求を処理するものとする。個人情報処理者は、中華人民共和国の所管官庁の承認なしに、中華人民共和国の領域内に保管されている個人情報を外国の司法機関又は法執行機関に提供してはならない。

第 42 条 外国の組織及び個人が中華人民共和国の市民の個人情報の権利を侵害する、又は中華人民共和国の国家安全保障及び公共の利益を危険にさらす個人情報処理活動に従事する場合、国家インターネット情報公弁室は提供する個人情報の一覧を公表し、個人情報の提供を制限又は禁止するなどの措置を講ずる。

第 43 条 いずれかの国又は地域が個人情報保護の観点から中華人民共和国に対して差別的な禁止、制限、又はその他の同様の措置を採用する場合、中華人民共和国は実際の状況に基づいて当該国又は地域に対して対応する措置を講ずることができる。

1. 中華人民共和国外に個人情報を提供する必要がある場合の条件①（法 40 条）

個人情報処理者が、業務上の必要性から、中華人民共和国外に個人情報を提供する必要がある場合は、以下のいずれかの条件を満たさなければならない。

- (1) 本法第 40 条の規定に従って、**国家インターネット情報公弁室によって策定されたセキュリティ評価に合格した場合。**
- (2) 国家インターネット情報公弁室の行政規則に従い、**専門機関による個人情報保護認証を実施する場合。**
- (3) **国家インターネット情報公弁室が策定した標準契約に従い、両当事者の権利及び義務を規定した海外の受領者との契約を締結する場合。**
- (4) 法律、行政規則、又は国家インターネット情報公弁室によって策定されたその他の基準を満たす場合。

上記（1）の「本法第 40 条の規定に従って、国家インターネット情報公弁室によって策定されたセキュリティ評価」に関しては、2021 年 10 月 29 日に国家インターネット情報公弁室による「データ越境安全評価弁法（意見募集案）」が公開された。したがって、現時点（2021 年 11 月 1 日）では、正式な弁法（行政規則）としては公布・施行・運用されていない。

上記（2）の「国家インターネット情報公弁室の行政規則に従った専門機関による個人情報保護認証」についても、現時点（2021 年 11 月 1 日）では、行政規則は公布・施行されておらず、個人情報保護認証をする専門機関はない。

上記（3）の「国家インターネット情報公弁室が策定した標準契約」も、現時点（2021 年 11 月 1 日）では公表されていない。

したがって、現時点では、中国個人情報保護法に基づく個人情報の越境移転のためのメカニズムはまだない状態である。

2. 中華人民共和国外に個人情報を提供する必要がある場合の条件②（本人の同意）（法 41

条)

個人情報処理者は、中華人民共和国外に個人情報を提供する場合、「海外の受領者の氏名又は名称」、「連絡先」、「処理目的」、「処理方法」、「個人情報の種類」、「本法に定められた海外の受領者に対して行使できる個人の権利」を通知し、本人の同意を得なければならない。

これは、上記1の要件に加えて必要となる要件である。したがって、これらの情報を提供して本人の同意を得たとしても、上記1の(1)から(4)のいずれかの条件を満たさなければ個人情報の越境移転は認められないことになる。

国家インターネット情報公弁室が策定した標準契約が早急に公表されることが待たれる。

3. 個人情報の国内保存 (法 41 条)

(1) 法律上の義務

ア 国内保存義務 (法 41 条第 1 文)

「重要情報インフラストラクチャー運営者」及び「国家インターネット情報公弁室によって定められた数を超える個人情報を処理する個人情報処理者」は、中華人民共和国の国内で収集及び生成された個人情報を保存しなければならない。

イ 国外に提供する必要がある場合 (安全評価の合格) (法 41 条第 2 文・第 3 文)

国外に提供する必要がある場合は、国家インターネット情報公弁室が主催する安全評価に合格しなければならない。

法律、行政規則、国家インターネット情報公弁室が安全評価を不要であると規定している場合は、当該手続に従うものとする。

(2) 重要情報インフラストラクチャー

2017 年 6 月 1 日に施行された「中華人民共和国ネットワーク安全法」31 条においては、「国は、ネットワークセキュリティレベルの保護システムに基づき、公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府その他の重要な産業・分野、及びその他の重要な情報インフラであって、損傷、機能喪失、データ漏洩が発生した場合に国家安全保障、国民生活、公共の利益に重大な危険を及ぼす可能性のあるものについて、重点的な保護を実施するものとする。重要情報インフラストラクチャーの具体的な範囲及び安全保護に関する弁法は、国務院が策定する。」と規定されている。

この規定を受けて、2021 年 7 月 30 日に公布 (同年 9 月 1 日に施行) された「重要情報インフラストラクチャーの安全保護に関する規則」においては、「重要情報インフラストラクチャー」とは、「公共の通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府、国防科学技術産業その他の重要な産業・分野、その他の重要なネットワーク設備や情報システムであって、それらが損傷したり、機能を失ったり、データが流出したりすると、国家安全保障、国民生活、公共の利益に重大な危険を及ぼす可能性があるものをいう。」と定義されている (同規則 2 条)。

「中華人民共和国ネットワーク安全法」37条においては、以下のとおり、中国個人情報保護法40条と同様に、データの国内保存義務と個人情報の越境移転のための安全評価について規定されている。

第37条 重要情報インフラストラクチャー運営者によって、中華人民共和国の国内において業務上、収集および生成された個人情報および重要なデータは、国内に保存されるものとする。

2 業務上、中国国外に提供する必要がある場合は、国家インターネット情報公弁室が國務院の関連部門と共同で策定した弁法に従って安全評価を行う。法律または行政規則で別の規定がある場合は、その規定に従うものとする。

(3) 国家インターネット情報公弁室によって定められた数を超える個人情報を処理する個人情報処理者

国家インターネット情報公弁室が2021年10月29日に公表した「データ越境安全評価弁法（意見募集案）」によれば、国外にデータを提供するデータ処理者は、次のいずれかの状況に該当する場合、その所在地の省のインターネット情報部門を通じて、国家インターネット情報公弁室にデータ越境の安全評価を申告しなければならない（同弁法案4条）。

- ① 重要情報インフラストラクチャー運用者が収集・生成する個人情報や重要なデータである場合。
- ② 送信データには重要なデータが含まれている場合。
- ③ 中国国外で個人情報を提供する100万人に達する個人情報を処理する個人情報処理業者である場合。
- ④ 外国への個人情報の累計提供数が10万人以上、または1万人以上のセンシティブ個人情報の提供する場合。
- ⑤ その他、国家インターネット情報公弁室が規定するデータ越境安全評価の申告が必要な場合。

(4) 国家インターネット情報公弁室によるデータ越境の安全評価

国家インターネット情報公弁室が2021年10月29日に公表した「データ越境安全評価弁法（意見募集案）」においては、データ越境の安全評価について以下のとおり手順を定めている。

ア データの越境リスクに関する事前の自己評価（同弁法案5条）

データ処理者は、国外にデータを提供する前に、以下の事項に着目して、データの越境のリスクに関する事前の自己評価を行わなければならない。

- ① データ越境の合法性、正当性および必要性、ならびに国外の受領者によるデータ処理の目的、範囲および方法。

- ② 輸出されるデータの量、範囲、種類、および感度、およびデータの輸出が国家安全保障、公共の利益、および個人または組織の合法的な権利と利益に及ぼすリスク
- ③ データ移転プロセスにおける情報処理者の管理上および技術上の対策と能力が、データの漏洩や破壊などのリスクを防止できるかどうか。
- ④ 国外の受領者が負う責任と義務、およびその責任と義務を果たすための管理・技術的手段と能力が海外に移転するデータのセキュリティを保証できるかどうか。
- ⑤ 輸出・再輸出後のデータの漏洩、破壊、改ざん、誤用等のリスクと、個人が個人情報権利・利益を保護するためのルートが開かれているかどうか等。
- ⑥ 海外の受領者と締結したデータ輸出関連契約において、データセキュリティ保護の責任と義務が適切に合意されているかどうか。

イ 提出書類（同弁法案6条）

データ越境安全評価を宣言するには、以下の書類を提出しなければならない。

- ① 誓約書
- ② データ流出のリスクに関する自己評価報告書。
- ③ 情報処理者と海外の受領者との間で締結された契約書その他の法的拘束力のある文書等（以下、総称して「契約書」という。）
- ④ その他安全評価に必要な資料。

ウ 国家インターネット情報公弁室の決定・回答（同弁法案7条）

国家インターネット情報公弁室は、申告資料の受領日から7営業日以内に、評価を受け入れるかどうかを決定し、書面による通知の形で受け入れ結果をフィードバックする。

エ データ越境安全評価の内容（同弁法案8条）

データ越境安全評価は、データ越境活動が国家安全保障、公共の利益、および個人または組織の正当な権利と利益に及ぼす可能性のあるリスクを評価することに重点を置き、主に以下の事項を含む。

- ① データ輸出の目的、範囲および方法の合法性、正当性および必要性
- ② 国外の受領者が所在する国・地域のデータセキュリティ保護政策・規制およびネットワークセキュリティ環境が輸出データのセキュリティに与える影響、国外の受領者のデータ保護レベルが中華人民共和国の法律、行政法規および強制的な国家基準の要件を満たしているかどうか。
- ③ 越境移転データの量、範囲、種類および感度、越境移転中および越境移転後のデ

- データの漏洩、改ざん、紛失、破壊、転送または不正アクセス、不正使用のリスク
- ④ データセキュリティおよび個人情報の権利と利益が完全かつ効果的に保護されるかどうか
 - ⑤ データ処理者と国外の受領者との間で締結された契約において、データの安全保護に関する責任と義務が適切に合意されているかどうか。
 - ⑥ 中国の法律、行政規則、部門規則の遵守
 - ⑦ その他、国家インターネット情報管理局が評価するために必要と考える事項。

オ データ処理者と国外の受領者との間の契約（同弁法案9条）

データ処理者と国外の受領者との間で締結される契約は、データセキュリティ保護の責任と義務について完全に合意しており、以下の内容を含むが、これに限定されるものではない。

- ① データの越境の目的と方法、データの範囲、国外の受領者によるデータ処理の目的と方法等。
- ② 国外でデータを保管する場所、その期間、および保管期間に達した後、合意された目的が完了した後、または契約が終了した後、国外に移転したデータを処理するための手段
- ③ 国外の受領者が輸出されたデータを他の組織または個人に再譲渡することを制限する拘束条項
- ④ 実質的な支配力や事業範囲に重大な変化が生じた場合や、国外の受領者が所在する国や地域の法的環境に変化が生じ、データの安全性を確保することが困難になった場合に、国外の受領者が講ずべきセキュリティ対策
- ⑤ データ安全保護義務の違反に対する責任および拘束力と執行力のある紛争解決条項
- ⑥ 情報漏洩などのリスクが発生した場合の適切な緊急対応、および個人が個人情報の権利・利益を守るための円滑なルートの保護

カ 国家インターネット情報公弁室の安全評価の体制（同弁法案10条）

国家インターネット情報公弁室は、申告を受理した後、管轄の業界部門、国务院の関連部門、省のインターネット情報部門、専門機関を組織して、安全評価を行う（同弁法案10条1項）。

重要なデータの越境が関係する場合、国家インターネット情報公弁室は、関連業界の主管部門の意見を求める（同弁法案10条2項）。

キ 国家インターネット情報公弁室の評価期限（同弁法案11条）

国家インターネット情報公弁室は、受理通知書の発行日から **45 営業日以内**に、デー

データ越境安全評価を完了しなければならない。状況が複雑な場合や追加資料が必要な場合は、適切に延長することができるが、通常は 60 営業日を超えないものとする（同弁法案 11 条 1 項）。

評価の結果は、データ処理者に書面で通知するものとする。（同弁法案 11 条 2 項）

ク データ越境評価の結果の有効期限・評価の再申告（同弁法案 12 条）

データ越境評価の結果は、2 年間有効とする（同弁法案 12 条 1 項）。

データ処理者は、有効期間中に以下のいずれかの状況が発生した場合、評価を再申告しなければならない（同弁法案 12 条 2 項）。

- ① 国外の相手先に提供されるデータの目的、方法、範囲、種類、および国外の受領者でのデータ処理の用途や方法の変更、または個人情報や重要なデータの国外での保管期間の延長。
- ② 国外の受領者が所在する国または地域の法的環境の変化、情報処理者または海外の受領者の実質的な支配力の変化、情報処理者と国外の受領者との間の契約の変更など、送信データのセキュリティに影響を与える可能性のあるもの。
- ③ その他、送信データのセキュリティに影響を与える状況が発生した場合。

有効期間が満了し、当初のデータ輸出活動を継続する必要がある場合、データ処理者は有効期間満了の 60 営業日前に評価を再申告しなければならない（同弁法案 12 条 2 項）。

同弁法案 12 条の規定に従って評価が再申告されない場合は、データ輸出活動を中止しなければならない（同弁法案 12 条 3 項）。

ケ データ処理者の義務（同弁法案 13 条）

データ処理者は、本弁法の規定に従って評価資料を提出しなければならず、資料が不完全であったり、要件を満たしていない場合は、適時に補足または修正しなければならず、補足または修正を拒否した場合は、国家ネットワーク情報公弁室は安全評価を終了することができる。データ処理者は、提出された資料の真正性に責任を負い、意図的に虚偽の資料を提出した場合は、評価ができなかったものと扱われる。

（5）個人情報の提供の制限・禁止（法 42 条）

外国の組織及び個人が中華人民共和国の市民の個人情報の権利を侵害する、又は中華人民共和国の国家安全保障及び公共の利益を危険にさらす個人情報処理活動に従事する場合、国家インターネット情報公弁室は提供する個人情報の一覧を公表し、個人情報の提供を制限又は禁止するなどの措置を講ずる。

(6) 対抗措置 (法 43 条)

いずれかの国又は地域が個人情報保護の観点から中華人民共和国に対して差別的な禁止、制限、又はその他の同様の措置を採用する場合、中華人民共和国は実際の状況に基づいて当該国又は地域に対して対応する措置を講ずることができる。

第6. 個人情報処理活動における個人の権利（法第4章）

第45条 個人は、第18条第1項および第35条に定める場合を除き、個人情報処理者に対し、自己の個人情報を閲覧および複写する権利を有する。

2 個人が個人情報の閲覧又は複写を請求する場合、個人情報処理者は適時にそれを提供するものとする。

3 個人が指定された個人情報処理者への個人情報の提供を求める場合、個人情報処理者は、国家インターネット情報公衆室によって指定された条件が満たされた場合に提供の手段を提供するものとする。

第46条 個人情報ที่ไม่正確又は不完全であることに気付いた場合、個人情報処理者に訂正又は補足を求める権利を有する。

2 個人が個人情報の訂正又は補足を求める場合、個人情報処理者は、個人情報を確認し、適時に訂正及び補足を行うものとする。

第47条 個人情報処理者は、以下のいずれかに該当する場合、率先して個人情報を削除するものとする。個人情報処理者が削除しない場合、個人は削除を要求する権利を有する。

(1) 処理目的が達成されたか、達成できないか、または処理目的を達成するためには必要ではなくなった場合。

(2) 個人情報処理者が商品又はサービスの提供を停止した場合、または保存期間が終了した場合。

(3) 個人が同意を撤回した場合。

(4) 個人情報処理者が法令、行政規則に違反する、又は個人情報を処理する契約に違反する場合。

(5) 法令及び行政規則に定めるその他の事情がある場合。

2 法令に定める保存期間が満了していない場合、又は個人情報の削除が技術的に困難である場合、個人情報処理者は、必要なセキュリティ保護措置を講じる以外の処理を停止するものとする。

第48条 個人は、個人情報処理者に対し、自己の個人情報の処理に関する規則の説明を求める権利を有する。

第49条 自然人が死亡した場合、その近親者は、自らの合法かつ正当な利益のために、提供されたとおり、本章に規定されているとおり、死者が生存している間に別段の定めをしていない限り、当該死者に関連する個人情報へのアクセス、コピー、訂正、削除な

どの権利を行使することができる。

第 50 条 個人情報処理者は、個人が権利を行使するための申請を受領し処理するための簡易なメカニズムを確立しなければならない。個人の権利行使の請求が却下された場合は、その理由を説明するものとする。

2 個人情報処理者が個人の権利行使の請求を拒否した場合、その個人は法律に従い人民法院に訴訟を提起することができる。

1. 閲覧・複写権（法 45 条）

（1）閲覧・複写権（法 45 条 1 項）

個人は、法 18 条 1 項（法令又は行政規則で定める秘密にしなければならない事情又は通知する必要がない事情があるとき）および第 35 条に定める場合（国の機関が個人情報処理者の場合に通知が不要の場合）を除き、個人情報処理者に対し、自己の個人情報を閲覧および複写する権利を有する。（法 45 条 1 項）

（2）適時提供義務（法 45 条 2 項）

個人が個人情報の閲覧又は複写を請求する場合、個人情報処理者は適時にそれを提供するものとする。

（3）個人情報処理者が個人情報を提供しなければならない場合（法 45 条 3 項）

個人が指定された個人情報処理者への個人情報の提供を求める場合、個人情報処理者は、国家インターネット情報公弁室によって指定された条件が満たされた場合に提供の手段を提供しなければならない。

現時点では、「国家インターネット情報公弁室によって指定された条件」は公表されていない。

2. 訂正・補足権（法 46 条）

個人情報ที่ไม่正確又は不完全であることに気付いた場合、個人情報処理者に訂正又は補足を求める権利を有する（法 46 条 1 項）。

個人が個人情報の訂正又は補足を求める場合、個人情報処理者は、個人情報を確認し、適時に訂正及び補足を行わなければならない（法 46 条 2 項）。

3. 削除権（法 47 条）

（1）削除権（法 47 条 1 項）

個人情報処理者は、以下のいずれかに該当する場合、率先して個人情報を削除しなければならない。個人情報処理者が削除しない場合、個人は削除を要求する権利を有する。

① 処理目的が達成されたか、達成できないか、または処理目的を達成するためには

や必要ではなくなった場合。

- ② 個人情報処理者が商品又はサービスの提供を停止した場合、または保存期間が終了した場合。
- ③ 個人が同意を撤回した場合。
- ④ 個人情報処理者が法令、行政規則に違反する、又は個人情報を処理する契約に違反する場合。
- ⑤ 法令及び行政規則に定めるその他の事情がある場合。

(2) 処理の停止 (法 47 条 2 項)

法令に定める保存期間が満了していない場合、又は個人情報の削除が技術的に困難である場合、個人情報処理者は、必要なセキュリティ保護措置を講じる以外の処理を停止しなければならない。

4. 個人情報処理者の個人情報の処理に関する規則の説明を求める権利 (法 48 条)

個人は、個人情報処理者に対し、自己の個人情報の処理に関する規則の説明を求める権利を有する。

5. 死者の個人情報に関する権利 (法 49 条)

自然人が死亡した場合、その近親者は、自らの合法かつ正当な利益のために、提供されたとおり、本章に規定されているとおり、死者が生存している間に別段の定めをしていない限り、当該死者に関連する個人情報へのアクセス、コピー、訂正、削除などの権利を行使することができる。

6. 個人の権利行使のための簡易なメカニズムの確立 (法 50 条)

個人情報処理者は、個人が権利を行使するための申請を受理し処理するための簡易なメカニズムを確立しなければならない。個人の権利行使の請求が却下された場合は、その理由を説明しなければならない。(法 50 条 1 項)

個人情報処理者が個人の権利行使の請求を拒否した場合、その個人は法律に従い人民法院に訴訟を提起することができる。(法 50 条 2 項)

第7. 個人情報処理者の義務（法第5章）

第51条 個人情報処理者は、個人情報処理活動が、処理目的、処理方法、個人情報の種類、個人の権利と利益への影響、及び起こり得るセキュリティリスクに従って、法律及び行政規則に準拠することを保証するために、以下の措置を講じ、不正アクセス及び個人情報の漏えい、改ざん、紛失を防止する。

- (1) 内部管理システムと運用手順を策定する。
- (2) 個人情報の分類管理を実施する。
- (3) 暗号化や仮名化などの対応するセキュリティ技術的手段を採用する。
- (4) 個人情報処理の運営権限を合理的に決定し、担当者向けの安全教育及び訓練を定期的実施する。
- (5) 個人情報セキュリティインシデントの緊急計画の実施を策定及び運営する。
- (6) 法令等に定めるその他の措置を講ずる。

第52条 国家インターネット情報公弁室が定める数を超える個人情報を処理する個人情報処理者は、個人情報処理活動及び講じられた保護措置を監督する責任を負う個人情報保護責任者を任命するものとする。

- 2 個人情報処理者は、個人情報保護担当者の連絡先情報を開示し、個人情報保護担当者の氏名及び連絡先情報を、監督機関に提出する。

第53条 本法第3条第2項に規定されている中華人民共和国外の個人情報処理者は、中華人民共和国内に特別代理店又は指定代理人を設置するものとする。名称又は氏名又は代理人の氏名、連絡先情報などについては、監督機関に報告するものとする。

第54条 個人情報処理者は、個人情報の処理について法令及び行政規則の遵守について定期的に遵守監査を行うものとする。

第55条 個人情報処理者は、以下のいずれかの場合、事前に個人情報保護の影響評価を実施し、処理状況を記録するものとする。

- (1) センシティブ個人情報の処理をする場合。
- (2) 個人情報を使用して自動化された意思決定を行う場合。
- (3) 個人情報の処理を委託する場合、他の個人情報処理者に個人情報を提供する場合、及び個人情報を開示する場合。
- (4) 国外に個人情報の提供する場合。
- (5) 個人の権利及び利益に重大な影響を与えるその他の個人情報処理活動。

第 56 条 個人情報保護の影響の評価には、以下を含めるものとする。

- (1) 個人情報の処理目的及び処理方法が合法であり、適切かつ必要であるかどうか。
 - (2) 個人の権利とセキュリティリスクへの影響。
 - (3) 採用された保護措置が合法であり、効果的であり、リスクの程度に適合しているかどうか。
- 2 個人情報保護影響評価報告書及び処理記録は、少なくとも 3 年間保管する必要がある。

第 57 条 個人情報の漏えい、改ざん、又は紛失が発生した場合、又は発生する可能性がある場合、個人情報処理者は、直ちに是正措置を講じ、監督機関及び本人に通知するものとする。通知には、次の項目を含める必要がある。

- (1) 個人情報の漏えい、改ざん、または損失の種類、理由、及び考えられる危害が発生したこと、又は発生する可能性があること。
- (2) 個人情報処理者が講じた是正措置、および個人が危害を軽減するために講じることができる措置。
- (3) 個人情報処理者の連絡先。

2 個人情報処理者が情報漏えい、改ざん、紛失による危害を効果的に回避するための措置を講じた場合、個人情報処理者は個人に通知しないことができる。監督機関が、害を及ぼす可能性があると考えられる場合には、個人情報処理者に個人情報の通知を依頼する権利を有する。

第 58 条 重要なインターネットプラットフォームサービスを提供し、多数のユーザーがおり、及び複雑な種類の個人情報処理者は、以下の義務を履行するものとする。

- (1) 国内規制に基づく個人情報保護コンプライアンス体制の構築・改善、個人情報の保護を統括する外部会員を中心とした独立組織の設置。
- (2) 公開性、公平性、正義の原則に従い、プラットフォームのルールを策定し、プラットフォーム上の製品又はサービスプロバイダーによる個人情報の処理基準及び個人情報を保護する義務を明確にすること。
- (3) 法律及び行政規則に重大な違反をした個人情報を扱うプラットフォームにおいて、製品又はサービスプロバイダーへのサービスの提供を停止する。
- (4) 個人情報保護に関する社会的責任報告書を定期的に発行し、社会的監督を受け入れること。

第 59 条 個人情報の処理の委託を受けた受託者は、本法及び関連法令及び行政規則の規定に従い、処理する個人情報の安全を確保するために必要な措置を講じ、本法の義務規定を履行するため個人情報処理者の履行を支援するものとする。

1. 安全管理措置（法 51 条）

個人情報処理者は、個人情報処理活動が、処理目的、処理方法、個人情報の種類、個人の権利と利益への影響、及び起こり得るセキュリティリスクに従って、法律及び行政規則に準拠することを保証するために、以下の措置を講じ、不正アクセス及び個人情報の漏えい、改ざん、紛失を防止する。

- (1) 内部管理システムと運用手順を策定する。
- (2) 個人情報の分類管理を実施する。
- (3) 暗号化や仮名化などの対応するセキュリティ技術的手段を採用する。
- (4) 個人情報処理の運営権限を合理的に決定し、担当者向けの安全教育及び訓練を定期的
に実施する。
- (5) 個人情報セキュリティインシデントの緊急計画の実施を策定及び運営する。
- (6) 法令等に定めるその他の措置を講ずる。

「暗号化」や「仮名化」の要件については本法には特段定められていない。

2. 個人情報保護責任者の任命（法 52 条）

国家インターネット情報公弁室が定める数を超える個人情報を処理する個人情報処理者は、個人情報処理活動及び講じられた保護措置を監督する責任を負う個人情報保護責任者を任命しなければならない。（法 52 条 1 項）

「国家インターネット情報公弁室が定める数を超える個人情報」については現時点（2021 年 11 月 1 日時点）で定められていない。

個人情報処理者は、個人情報保護担当者の連絡先情報を開示し、個人情報保護担当者の氏名及び連絡先情報を、監督機関に提出する（法 52 条 2 項）。

※現時点（2021 年 11 月 1 日）でどれくらい実効性があるか不明。

3. 域外適用の場合の代理人の設置（法 53 条）

本法 3 条 2 項（第 2. 2 参照）に規定されている中華人民共和国外の個人情報処理者は、中華人民共和国内に特別代理店又は指定代理人を設置しなければならない。

名称又は氏名又は代理人の氏名、連絡先情報などについては、監督機関に報告しなければならない。

※現時点（2021 年 11 月 1 日時点）でどのように報告すればよいか不明。

4. 監査義務（法 54 条）

個人情報処理者は、個人情報の処理について法令及び行政規則の遵守について定期的に遵守監査を行わなければならない。

5. 個人情報保護影響評価（法 55 条・法 56 条）

（1）個人情報保護影響評価を行わなければならない場合（法 55 条）

個人情報処理者は、以下のいずれかの場合、事前に個人情報保護の影響評価を実施し、処理状況を記録しなければならない。

- ① センシティブ個人情報の処理をする場合。
- ② 個人情報を使用して自動化された意思決定を行う場合。
- ③ 個人情報の処理を委託する場合、他の個人情報処理者に個人情報を提供する場合、及び個人情報を開示する場合。
- ④ 国外に個人情報の提供する場合。
- ⑤ 個人の権利及び利益に重大な影響を与えるその他の個人情報処理活動。

（2）個人情報保護影響評価の方法（法 56 条 1 項）

個人情報保護影響評価には、以下の項目を含めなければならない。

- ① 個人情報の処理目的及び処理方法が合法であり、適切かつ必要であるかどうか。
- ② 個人の権利とセキュリティリスクへの影響。
- ③ 採用された保護措置が合法であり、効果的であり、リスクの程度に適合しているかどうか。

（3）個人情報保護影響評価報告書・処理記録の保管期間（法 56 条 2 項）

個人情報保護影響評価報告書及び処理記録は、少なくとも 3 年間保管する必要がある。

※個人情報保護影響評価の詳細は現時点（2021 年 11 月 1 日時点）で不明。

6. 個人情報の漏えい、改ざん、紛失（法 57 条）

（1）監督機関・本人への通知（法 57 条 1 項）

個人情報の漏えい、改ざん、又は紛失が発生した場合、又は発生する可能性がある場合、個人情報処理者は、直ちに是正措置を講じ、監督機関及び本人に通知するものとする。通知には、次の項目を含める必要がある。

- ① 個人情報の漏えい、改ざん、または損失の種類、理由、及び考えられる危害が発生したこと、又は発生する可能性があること。
- ② 個人情報処理者が講じた是正措置、および個人が危害を軽減するために講じることができる措置。
- ③ 個人情報処理者の連絡先。

（2）個人に通知しないことができる場合（法 57 条 2 項）

個人情報処理者は、情報漏えい、改ざん、紛失による危害を効果的に回避するための措置を講じた場合、個人情報処理者は個人に通知しないことができる。

この場合であっても、監督機関は、害を及ぼす可能性があると考えられる場合には、個人情報処理者に個人情報の通知を依頼する権利を有する。

※現時点（2021年11月1日時点）で監督機関への通知の詳細等不明。

※日本のように速報・確報の定めを求めるか？

7. 重要なインターネットプラットフォームサービスを提供する個人情報処理者の義務（法58条）

重要なインターネットプラットフォームサービスを提供し、多数のユーザーがおり、及び複雑な種類の個人情報処理者は、以下の義務を履行しなければならない。

- ① 国内規制に基づく個人情報保護コンプライアンス体制の構築・改善、個人情報の保護を統括する外部会員を中心とした独立組織の設置。
- ② 公開性、公平性、正義の原則に従い、プラットフォームのルールを策定し、プラットフォーム上の製品又はサービスプロバイダーによる個人情報の処理基準及び個人情報を保護する義務を明確にすること。
- ③ 法律及び行政規則に重大な違反をした個人情報を扱うプラットフォームにおいて、製品又はサービスプロバイダーへのサービスの提供を停止する。
- ④ 個人情報保護に関する社会的責任報告書を定期的に発行し、社会的監督を受け入れること。

※現時点（2021年11月1日）では、「重要なインターネットプラットフォームサービス」とはどのようなものか不明。

第 8. 監督機関（法第 6 章）

第 60 条 国家インターネット情報公弁室は、個人情報保護と関連する監督管理業務を調整する責任がある。 国務院の関連部門は、本法、関連法および行政法規の規定に基づき、それぞれの責任範囲内で個人情報保護および監督管理に責任を負う。

2 郡レベル以上の地方人民政府の関連部門の個人情報保護及び監督と管理の責任は、関連する国内規制に従って決定されるものとする。

3 前 2 項に規定する部門を総称して、監督機関という。

第 61 条 監督機関は、以下の個人情報保護業務を行う。

- (1) 個人情報保護の広報及び教育を実施し、個人情報処理者を指導及び監督して個人情報保護作業の実施。
- (2) 個人情報保護に関する苦情並びに報告の受理及び処理。
- (3) 申請書等の個人情報保護の評価の整理及び評価結果の公表。
- (4) 違法な個人情報処理活動の調査及び処理。
- (5) 法令及び行政規則に定めるその他の義務。

第 62 条 国家インターネット情報公弁室は、本法に従って以下の個人情報保護作業を促進するために関連部門を調整するものとする。

- (1) 個人情報保護のための特定の規則及び基準の策定。
- (2) 小規模な個人情報処理、機密性の高い個人情報処理、及び顔認識や人工知能などの新しいテクノロジーとアプリケーションのための特別な個人情報保護規則と基準の策定。
- (3) 安全で便利な電子 ID 認証技術の研究、開発、促進を支援し、ネットワーク ID 認証のための公共サービスの構築の促進。
- (4) 個人情報保護のための社会福祉制度の構築の促進、関係機関が個人情報保護の評価及び認証サービスを実施することの支援。
- (5) 個人情報保護に関する苦情及び報告の作業メカニズムの改善。

第 63 条 監督機関は、個人情報保護業務を行う際に以下の措置を講じることができる。

- (1) 関係者への問い合わせ、及び個人情報処理活動に関連する状況の調査。
- (2) 当事者の契約書、記録、帳簿、及び個人情報処理活動に関連するその他の関連資料を参照及びコピーすること。
- (3) 立入検査を実施し、違法と思われる個人情報処理活動を調査すること。
- (4) 個人情報処理活動に関連する機器及び物品を検査し、それらが違法な個人情報処理活動に使用されていることを証明する証拠がある場合は、書面による報告書は、部門の主たる責任者に提出され承認されるものとし、当該証拠は封印又は押収される

場合がある。

- 2 監督機関は、法令に基づき業務を遂行し、関係者は、支援・協力をを行い、拒否又は妨害してはならない。

第 64 条 監督機関は、その業務を遂行するにあたり、個人情報処理活動のリスクが高い、又は個人情報セキュリティインシデントが発生していると判断した場合、所定の権限および手続きに従い、個人情報処理者の法定代理人を務めることがある。本人又は主たる担当者は、面接を行うか、又は、個人情報処理活動のコンプライアンス監査を専門機関に委託するように個人情報処理者に要求する。個人情報処理者は、必要に応じて是正措置を講じ、潜在的な危険を排除するものとする。

- 2 監督機関は、業務を遂行するにあたり、個人情報の違法な処理が犯罪の疑いがあると判断した場合は、速やかに公安機関に転送し、法令に基づいて取り扱う。

第 65 条 いかなる組織又は個人も、違法な個人情報処理活動に関して監督機関に苦情を申し立てる、又は報告する権利を有する。苦情又は報告を受けた部門は、法律に従って適時にそれを処理し、処理の結果について苦情を申し立てた者又は報告者に通知するものとする。

- 2 監督機関は、苦情及び報告を受け入れるための連絡先情報を公開するものとする。

1. 監督機関（法 60 条）

「**国家インターネット情報公弁室**」は、個人情報の保護と関連する監督管理業務を調整する義務を負う。 国務院の関連部門は、本法、関連法および行政法規の規定に基づき、それぞれの責任範囲内で個人情報の保護および監督管理に責任を負う。（法 60 条 1 項）

「**郡レベル以上の地方人民政府の関連部門**」の個人情報の保護及び監督と管理の責任は、関連する国内規制に従って決定されるものとする。（法 60 条 2 項）

「**国家インターネット情報公弁室**」及び「**郡レベル以上の地方人民政府の関連部門**」を総称して、「**監督機関**」という。（法 60 条 3 項）

2. 監督機関の個人情報保護業務（法 61 条）

監督機関は、以下の個人情報保護業務を行う。

- ① 個人情報保護の広報及び教育を実施し、個人情報処理者を指導及び監督して個人情報保護作業の実施。
- ② 個人情報の保護に関する苦情並びに報告の受理及び処理。
- ③ 申請書等の個人情報保護の評価の整理及び評価結果の公表。
- ④ 違法な個人情報処理活動の調査及び処理。
- ⑤ 法令及び行政規則に定めるその他の義務。

3. 国家インターネット情報公弁室による関連部門の調整（法 62 条）

国家インターネット情報公弁室は、本法に従って以下の個人情報保護作業を促進するために関連部門を調整しなければならない。

- ① 個人情報保護のための特定の規則及び基準の策定。
- ② 小規模な個人情報処理、機密性の高い個人情報処理、及び顔認識や人工知能などの新しいテクノロジーとアプリケーションのための特別な個人情報保護規則と基準の策定。
- ③ 安全で便利な電子 ID 認証技術の研究、開発、促進を支援し、ネットワーク ID 認証のための公共サービスの構築の促進。
- ④ 個人情報保護のための社会福祉制度の構築の促進、関係機関が個人情報保護の評価及び認証サービスを実施することの支援。
- ⑤ 個人情報保護に関する苦情及び報告の作業メカニズムの改善。

4. 監督機関による個人情報保護業務を行う場合の措置（法 63 条）

監督機関は、個人情報保護業務を行う際に以下の措置を講じることができる（法 63 条 1 項）。

- ① 関係者への問い合わせ、及び個人情報処理活動に関連する状況の調査。
- ② 当事者の契約書、記録、帳簿、及び個人情報処理活動に関連するその他の関連資料を参照及びコピーすること。
- ③ 立入検査を実施し、違法と思われる個人情報処理活動を調査すること。
- ④ 個人情報処理活動に関連する機器及び物品を検査し、それらが違法な個人情報処理活動に使用されていることを証明する証拠がある場合は、書面による報告書は、部門の主たる責任者に提出され承認されるものとし、当該証拠は封印又は押収される場合がある。

監督機関は、法令に基づき業務を遂行し、関係者は、支援・協力を行い、拒否又は妨害してはならない（法 63 条 2 項）。

5. 監督機関のその他の役割（法 64 条）

（1）監督機関による個人情報処理者の法定代理（法 64 条 1 項）

監督機関は、その業務を遂行するにあたり、個人情報処理活動のリスクが高い、又は個人情報セキュリティインシデントが発生していると判断した場合、所定の権限および手続きに従い、個人情報処理者の法定代理人を務める場合がある。

本人又は主たる担当者は、面接を行うか、又は、個人情報処理活動のコンプライアンス監査を専門機関に委託するように個人情報処理者に要求する。

個人情報処理者は、必要に応じて是正措置を講じ、潜在的な危険を排除しなければならない。

(2) 犯罪の嫌疑がある場合（法 64 条 2 項）

監督機関は、業務を遂行するにあたり、個人情報¹の違法な処理が犯罪の疑いがあると判断した場合は、速やかに公安機関に転送し、法令に基づいて取り扱う。

6. 監督機関への苦情の申立（法 65 条）

いかなる組織又は個人も、違法な個人情報¹処理活動に関して監督機関に苦情を申し立て、又は報告する権利を有する。苦情又は報告を受けた部門は、法律に従って適時にそれを処理し、処理の結果について苦情を申し立てた者又は報告者に通知しなければならない。（法 65 条 1 項）

監督機関は、苦情及び報告を受け入れるための連絡先情報を公開するものとする。（法 65 条 2 項）

第9. 法的責任（法第7章）

第66条 個人情報が本法の規定に違反して処理される場合、又は個人情報の処理が本法に基づく個人情報保護義務を履行していない場合、監督機関は、是正を命じ、警告を発し、没収するものとする。個人情報の処理に関しては、サービスの提供を停止又は終了するよう命じられ、是正を拒否された場合は、100万円未満の罰金が科せられる。担当者及びその他の直接責任者は、10,000元以上、100,000元以下の罰金を科されるものとする。

2 前項の違法行為があり、事態が深刻な場合は、省レベル以上の監督機関が、是正を命じ、違法な利益を没収し、5000万円以下又は前年の売上高の5%未満の罰金を科す。また、関連事業の停止または是正のための事業の停止を命じたり、関連する管轄当局に関連する事業許可を取り消すか、事業許可を取り消すように通知するか、直接責任者及びその他の直接責任のある担当者に10万元以上最高100万円の罰金を科すこともできる。また、一定期間内に、関連会社の取締役、監督者、上級管理職および個人情報保護の責任者を務めることを禁止する場合がある。

第67条 本法に定める違法行為があった場合は、関連法及び行政規則の規定により信用ファイルに記録し、公表するものとする。

第68条 国家機関がこの法律に定める個人情報保護義務を履行していない場合、その上位機関または個人情報保護義務を履行する部門から是正を命じられ、直接責任を負う担当者およびその他の直接責任を負う者は、法律に基づいて処罰されるものとする。

2 監督機関の職員が、職務を怠り、権限を乱用し、個人の利益のために過誤を行い、犯罪を構成しなかった場合は、法令に基づき処罰される。

第69条 個人情報の処理が個人情報の権利及び利益を侵害し、損害を引き起こし、個人情報処理者が自分に過失がないことを証明できない場合、当該個人情報処理者は損害及びその他の不法行為に対して責任を負うものとする。

2 前項の損害賠償責任は、個人が被った損失又は個人情報処理者が得た利益に応じて決定するものとする。個人が被った損失及び個人情報処理者が得た利益を判断することが困難な場合は、実際の状況に応じて補償額を決定する。

第70条 個人情報処理者が本法の規定に違反して個人情報を処理し、多くの個人の権利及び利益を侵害する場合、人民検察院、法律で指定された消費者団体、及び州サイバースペース管理局によって決定された組織は、本法に従い、人民法院に訴訟を提起できる。

第 71 条 本法の規定の違反が公安行政の違反に当たる場合は、法律に基づいて公安行政に対する罰則が科せられ、犯罪に当たる場合は、法律に基づいて刑事責任が追及される。

1. 是正命令・警告・没収・罰金等（法 66 条）

（1）本法違反の場合（下記（2）の場合を除く）（法 66 条 1 項）

個人情報が本法の規定に違反して処理される場合、又は個人情報の処理が本法に基づく個人情報保護義務を履行していない場合、監督機関は、是正を命じ、警告を発し、没収しなければならない。

個人情報の処理に関しては、サービスの提供を停止又は終了するよう命じられ、是正を拒否された場合は、100 万円未満の罰金が科せられる。担当者及びその他の直接責任者は、1 万元以上、10 万元以下の罰金を科されるものとする。

（2）上記（1）の違法行為があり、事態が深刻な場合（法 66 条 2 項）

上記（1）の違法行為があり、事態が深刻な場合は、省レベル以上の監督機関が、是正を命じ、違法な利益を没収し、5000 万元以下又は前年の売上高の 5%未満の罰金を科す。

また、関連事業の停止または是正のための事業の停止を命じたり、関連する管轄当局に関連する事業許可を取り消すか、事業許可を取り消すように通知するか、直接責任者及びその他の直接責任のある担当者に 10 万元以上最高 100 万元の罰金を科すこともできる。また、一定期間内に、関連会社の取締役、監督者、上級管理職および個人情報保護の責任者を務めることを禁止する場合がある。

2. 信用ファイルへの記録・公表（法 67 条）

本法に定める違法行為があった場合は、関連法及び行政規則の規定により信用ファイルに記録し、公表しなければならない。

3. 担当者・職員の処分（法 68 条）

国家機関がこの法律に定める個人情報保護義務を履行していない場合、その上位機関または個人情報保護義務を履行する部門から是正を命じられ、直接責任を負う担当者およびその他の直接責任を負う者は、法律に基づいて処罰されるものとする。（法 68 条 1 項）

監督機関の職員が、職務を怠り、権限を乱用し、個人の利益のために過誤を行い、犯罪を構成しなかった場合は、法令に基づき処罰される。（法 68 条 2 項）

4. 個人情報処理者の責任（法 69 条）

個人情報の処理が個人情報の権利及び利益を侵害し、損害を引き起こし、個人情報処理者が自分に過失がないことを証明できない場合、当該個人情報処理者は損害及びその他の不法行為に対して責任を負うものとする。（法 69 条 1 項）

この損害賠償責任は、個人が被った損失又は個人情報処理者が得た利益に応じて決定するものとする。（法 69 条 2 項）

個人が被った損失及び個人情報処理者が得た利益を判断することが困難な場合は、実際の状況に応じて補償額を決定する。（法 69 条 3 項）

5. 人民検察院等による法的手続（法 70 条）

個人情報処理者が個人情報の取り扱いにおいて本法の規定に違反し、多数の個人の権利利益を侵害した場合、人民検察院、法律で定められた消費者団体および国家インターネット情報公弁室が定めた団体は、法律に基づき人民裁判所で法的手続きを行うことができる。

6. 本法違反が公安行政違反に該当する場合（法 71 条）

本法の規定の違反が公安行政の違反に当たる場合は、法律に基づいて公安行政に対する罰則が科せられ、犯罪に当たる場合は、法律に基づいて刑事責任が追及される。

第 10. 附則

第 72 条 本法は、自然人がその個人的または家族的な事柄に関連して行う個人情報の処理には適用されない。

2 あらゆるレベルの人民政府およびその関連部門が組織し実施する統計およびファイル管理活動において、個人情報の処理が法律で定められている場合は、その規定が適用される。

第 73 条 本法における以下の用語の意味は以下のとおりである。

- (1) 個人情報処理者とは、個人情報処理活動における処理の目的及び方法を独自に決定する組織または個人をいう。
- (2) 自動化された意思決定とは、コンピュータープログラムを通じて、個人の行動習慣、趣味、又は経済、健康、信用状態を自動的に分析および評価し、意思決定を行う活動をいう。
- (3) 仮名化とは、個人情報を処理して、追加情報に頼らずに特定の自然人を特定できないようにするプロセスをいう。
- (4) 匿名化とは、個人情報を特定できず、処理後に復元できないプロセスをいう。

第 74 条 本法は 2021 年 11 月 1 日に施行する。

1. 適用範囲（法 72 条）

本法は自然人がその個人的または家族的な事柄に関連して行う個人情報の処理には適用されないこととされている（法 72 条 1 項）。

あらゆるレベルの人民政府およびその関連部門が組織し実施する統計およびファイル管理活動において、個人情報の処理が法律で定められている場合は、その規定が適用される（法 72 条 2 項）。

2. 定義規定（法 73 条）

第 2（定義規定）で説明したとおり。

3. 施行期日（法 74 条）

本法は、2021 年 11 月 1 日に施行される。

もつとも、同日時点では意見募集等がなされていない規則も多い。